

目 次

目次欄（青字）をクリックすると、該当ページに移動します。

出席議員	1
会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
報告第6号 専決処分の報告について	7
報告第7号 健全化判断比率及び資金不足比率について	8
報告第8号 放棄した債権の報告について	8
議案第43号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	8
議案第44号 令和7年度利府町一般会計補正予算	8
議案第45号 令和7年度利府町国民健康保険特別会計補正予算	9
議案第46号 令和7年度利府町介護保険特別会計補正予算	9
議案第47号 令和7年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算	9
議案第48号 令和7年度利府町町営墓地特別会計補正予算	10
議案第49号 令和7年度利府町水道事業会計補正予算	10
議案第50号 令和7年度利府町下水道事業会計補正予算	10
議案第51号 工事請負契約の締結について	10
議案第52号 訴えの変更について	11
議案第53号 和解及び損害賠償の額の決定について	11
議案第54号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について	11
一般質問	16

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

9番 浅川 紀明 議員	16
1 生成AIの活用促進と基本ルールを定めた「ガイドライン」の普及徹底について	
2 中学校の部活動の地域移行について	
1番 郷右近 佑悟 議員	34
1 町の運動施設の有効活用について	
6番 鈴木 晴子 議員	44
1 「手話施策推進法」の法の具現化への町としての取り組み	
2 あらゆるハラスメントへの町の取り組みについて	

※本会議録で使用している漢字は、汎用性等を考慮し、「JIS第1水準漢字」を使用しています。

このため、人名や地名などの固有名詞等において、実際の漢字とは異なる標記となっている場合があります。

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

令和7年9月利府町議会定例会会議録（第1号）

出席議員（16名）

1番	郷右近 佑悟	君	2番	阿部 彦忠	君
3番	須田 聰宏	君	4番	高木 綾子	君
5番	皆川 祐治	君	6番	鈴木 晴子	君
7番	金萬 文雄	君	8番	土村 秀俊	君
9番	浅川 紀明	君	10番	今野 隆之	君
11番	小渕 洋一郎	君	12番	高久 時男	君
13番	伊藤 司	君	14番	羽川 喜富	君
15番	永野 渉	君	16番	鈴木 忠美	君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	熊谷 大	君
副町長	櫻井 やえ子	君
総務部長	村田 晃	君
企画部長	郷右近 啓一	君
町民生活部長	堀越 伸二	君
保健福祉部長	谷津 匡昭	君
経済産業部長	藤岡 章夫	君
都市開発部長	福島 俊	君
上下水道部長	川口 優	君
会計管理者	千田 耕也	君
教育部長	阿部 昭博	君
代表監査委員	宮城 正義	君

事務局職員出席者

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

事務局長	太田健二君
議事係長	戸石美佳君
主査	鈴木則昭君

議事日程（第1日）

令和7年9月2日（火曜日） 午前10時 開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 会期の決定
 - 第 3 報告第 6号 専決処分の報告について
 - 第 4 報告第 7号 健全化判断比率及び資金不足比率について
 - 第 5 報告第 8号 放棄した債権の報告について
 - 第 6 議案第43号 職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
 - 第 7 議案第44号 令和7年度利府町一般会計補正予算
 - 第 8 議案第45号 令和7年度利府町国民健康保険特別会計補正予算
 - 第 9 議案第46号 令和7年度利府町介護保険特別会計補正予算
 - 第10 議案第47号 令和7年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算
 - 第11 議案第48号 令和7年度利府町町営墓地特別会計補正予算
 - 第12 議案第49号 令和7年度利府町水道事業会計補正予算
 - 第13 議案第50号 令和7年度利府町下水道事業会計補正予算
 - 第14 議案第51号 工事請負契約の締結について
 - 第15 議案第52号 訴えの変更について
 - 第16 議案第53号 和解及び損害賠償の額の決定について
 - 第17 議案第54号 利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について
 - 第18 一般質問
-

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

午前10時00分 開会

○議長（鈴木忠美君） ただいまから令和7年9月利府町議会定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は16名です。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（鈴木忠美君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第110条の規定により、10番今野隆之君、11番小渕洋一郎君を指名させていただきます。

日程第2 会期の決定

○議長（鈴木忠美君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月12日までの11日間としたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（鈴木忠美君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月12日までの11日間と決定しました。

会期中の日程につきましては、あらかじめお配りしております審議予定表のとおりです。

暑い方は上着を脱ぐことを許可します。

諸般の報告、行政報告

○議長（鈴木忠美君） 会議に先立ち、議長の諸般報告及び町長の行政報告を行います。

それでは、諸般報告を行います。

9月定例会の開会に先立ち、諸般報告を申し上げます。

初めに、町議会関係ですが、7月2日、産業建設常任委員会が名取市観光物産協会、n a t o r i s u n（ナトリサン）を、また、7月8日、9日に教育福祉常任委員会が栃木県壬生町と埼玉県三芳町をそれぞれ所管事務調査のため視察をしております。

7月25日、議会だより198号を発行しております。

8月1日、令和7年6月定例会の一般質問における不適切な発言及びこれに関する不適切な

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

行為について、関係する議員に対し、議長から書面による厳重注意を行っております。

8月5日、議会報告会を行政区長を対象に実施し、議会報告と意見交換会を行いました。

続いて、宮城県町村議会議長会及び宮城黒川地方町村議会議長会関係ですが、6月25から27日にかけて、宮城黒川地方町村議会議長会議長視察研修が行われ、私が愛知県の武豊町や、岐阜県の大野町を視察しております。

7月3日、4日に、町村議会議員講座が自治会館で開催され、議員13名及び事務局職員が出席しております。

7月23日、宮城黒川地方町村議会議長会定例会が自治会館で開催され、自治功労表彰の推薦などについて協議が行われ、私が出席しております。

8月4日、宮城県町村議会議員セミナーが、利府町文化交流センター「リフノス」で開催され、私をはじめ13名の議員及び事務局職員が出席しております。

最後に、視察の受入れでございます。

7月1日、栃木県壬生町議会が来庁され、利府町のスポーツ施設及びスポーツ振興について研修を行っております。

7月25日、岩手県紫波町議会が来庁され、利府町中央児童センター「ペあくる」の概要、取組について研修を行っております。

以上、要点のみ申し上げましたが、その他の会議内容等につきましては、配付しております議長諸般報告のとおりですので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

なお、本定例会には、町長より報告3件、認定7件、議案12件、提案されております。慎重審議をお願いをいたします。

それでは、続いて、町長から**行政報告**をお願いいたします。町長。

○町長（熊谷 大君） 皆様、改めましておはようございます。

令和7年9月定例会の開会に当たり、議員の皆様には大変お忙しい中、御参集賜り、心より感謝申し上げます。

さて、今年の夏は記録的な猛暑となり、厳しい残暑が続いております。町民の皆様も体調管理に大変御苦労されていることと存じ上げます。改めて熱中症対策や子供たちの安全確保など、夏の取組に御協力いただいております皆様に感謝申し上げます。

こうした異常な気象状況に対し、町といたしましては、日頃から危機管理意識を高く持ち、住民の皆様が安全に安心して暮らせるまちづくりをさらに進めてまいりたいと考えております

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

ので、議員各位のより一層の御理解と御協力を願い申し上げます。

それでは、9月定例会の開会に先立ちまして、行政報告を申し上げます。

初めに、7月30日に発生したカムチャツカ半島付近を震源とする地震により、東北地方の広い範囲で津波警報が発令され、本町におきましても、避難指示を発令して、浜田地区、須賀地区、町民交流館に避難所を開設し、42名の避難者を受け入れたほか、公式LINEや防災アプリ「まもりふ」を活用した情報発信を行うなど、職員が一丸となった対応をいたしました。

なお、被害の状況といたしましては、海産物への被害が1件報告されております。

今後も様々な自然災害に備え、防災体制の強化及び防災意識の高揚を図ってまいります。

次に、モータースポーツ及びカーボンニュートラルの取組に関してですが、6月1日に、今年で4回目となる「TOYOTA GAZOO Racing Rally Challenge in 利府」を開催いたしました。

当日は、リフノスをメイン会場として全国から46台の参戦をいただいたほか、大人から子供まで楽しめる体験型コンテンツやラリーカー展示等も行われ、会場は大いに盛り上がりました。

また、7月7日には、スーパー耐久未来機構様、株式会社SUBARU様の御協力の下、利府第二小学校を会場に、5年生の児童を対象としたSUBARUカーボンニュートラル出張授業を開催いたしました。

当日は、カーボンニュートラルに関する講話や、カーボンニュートラル燃料で走る車のデモランを披露していただき、参加した子供たちは環境に配慮した取組について理解を深めるとともに、モータースポーツを身近に感じる貴重な機会となりました。当日は、SUBARUの大崎社長にも御臨席いただき、直接子供たちに講義をしていただきました。

続いて、高齢者福祉に関してですが、7月から町内の65歳以上の方々を対象に、「高齢者元気アップポイント事業」を開始し、そのオープニングイベントとして、7月11日にイオンモール新利府南館を会場に、「イオンモールウォーキング教室」を開催いたしました。

当日は、町内65歳以上の方々131名に御参加いただき、ウォーキングを通じて、参加者同士がコミュニケーションを取りながら、心地のよい汗をかくなど、健康づくりへの意識向上につながるイベントとなりました。

今後も町民の皆様の健康や、生きがいづくりにつながる取組を継続し、生き生きとした地域社会の実現につなげてまいります。

次に、公共交通に関してですが、「利府町版mobī」に事前予約システムを導入し、9月

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

1日より、利用日の1日前から事前予約することが可能になりました。

これにより利用者のさらなる利便性向上につながるものと捉えており、今後も子供から高齢者まで誰もが移動しやすい環境づくりに努めてまいります。

続いて、産学官連携の取組に関してですが、本町と包括連携協定を締結している宮城大学との共同で開発したビールがこのたび完成し、8月1日に完成発表会を開催いたしました。

完成したビールは、町内の梨畠から発見された酵母「利府N o. 1」を使用しており、連携事業の一環として、宮城大学の金内教授と金内ゼミの皆様に酵母菌の成分分析等をしていただき、その後、穀町ビール様に醸造から商品化まで手がけていただいたものになります。

2年以上の年月をかけて完成に至った商品になりますので、より多くの皆様に手に取っていただけるよう各種イベントなどでP Rしていくとともに、町内での販売等、販路拡大を進めてまいります。町議会議員の皆様にも、あした穀町ビールを配付させていただきますので、ぜひよろしくお願ひします。

次に、広聴事業に関してですが、7月24日に行行政区長の皆様を対象として、町内をバスで回り、町の現状を再発見する「はっけんバス」を約9年ぶりに開催いたしました。

新たに完成した利府中学校の弓道場や新興住宅地、サウナ施設等を訪問し、町の変化や発展を共有するとともに、行政区長の皆様にお互いの地区への理解を深めていただくよい機会となりました。

さらに、7月29日には町内の小学5、6年生を対象に「こちら町長室」を開催いたしました。役場庁舎やJR東日本新幹線総合車両センターを見学したほか、議場では、主権者教育の一環として、選挙の投票を体験するなど、参加した子供たちは、ふだん見ることができない場所での体験に目を輝かせておりました。

続いて、教育振興に関してですが、本町初の試みとして、7月26日から28日にかけて、福島県のブリティッシュ・ヒルズにおいて、町内中学生を対象とした国内語学研修を開催いたしました。

参加した町内の中学1年生から3年生13名の子供たちは、本場英国の雰囲気を味わえる本格的な施設の中で、実践的な英語や異文化を学ぶことができ、貴重な経験となりました。

また、8月5日、6日の2日間にわたって、子供たちが英語に親しみ、異文化交流を深めながら英語力や学習意欲の向上を図ることを目的として、森郷キャンプ場においてイングリッシュユキャンプを開催いたしました。

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

昨年に引き続き、今年で2回目の開催となり、参加した町内の小学4年生から6年生30名の子供たちは、英語を使ったゲームやダンスなど、様々なプログラムを通して、初対面の相手とも積極的にコミュニケーションを取り合うなど、英語への親しみを深めつつ、学習意欲の向上につながる取組となりました。

今後も、子供たちの学びの機会を創出するとともに、独自性の高い教育施策を推進してまいります。

最後に、大阪・関西万博を契機とした国際交流事業に関してですが、昨年度から実施している万博国際交流プログラムの一環として、7月28日から30日にかけて、ガーナ共和国交流団22名が本町を訪問いたしました。

滞在中は、町内を視察しながら、本町の産業や文化を紹介したほか、利府高校での交流では、生徒がお互いの国や町について紹介し、質疑応答を交えながら相互理解を深めるとともに、日本の伝統武道である弓道と剣道を体験して、共に汗を流すなど、生徒同士が積極的に交流を深めておりました。

今後も、異文化交流の機会を創出するとともに、子供たちの国際理解教育の推進を図ってまいります。

以上は、要点のみであり、その他の主な事業等については別紙のとおりでありますので、御覧いただきますようお願い申し上げます。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、町長の行政報告を終わります。

なお、本日の日程については、お配りしております議事日程の順に進めてまいります。

日程第 3 報告第 6号から

日程第 17 議案第 54号まで

○議長（鈴木忠美君） 日程第3、報告第6号専決処分の報告についてから、日程第17、議案第54号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任についてまでを一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。町長。

○町長（熊谷 大君） それでは、本定例会に提案しております報告3件、議案12件について順次御説明申し上げます。

初めに、**報告第6号専決処分の報告について**でございますが、町営駐車場土地借地料において未払いがあり、遅延損害金が発生したことから、地方自治法第180条第1項の規定により専決処

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

分を行いましたので、同条第2項の規定により議会に報告するものであります。

次に、**報告第7号健全化判断比率及び資金不足比率について**でございますが、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、別冊の監査委員の意見をつけて報告するものであります。

本町の令和6年度の状況につきましては、一般会計、各種特別会計、企業会計とも別紙に記載のとおり、実質赤字、連結実質赤字、資金不足の比率は発生しませんでした。

また、前年度と比較して、実質公債費比率、将来負担比率ともに数値が増加したものの、財政の早期健全化を図るべき基準を大きく下回っており、本町の財政状況は健全な状況であります。

次に、**報告第8号放棄した債権の報告について**でございますが、水道料金について、利府町私債権管理条例第12条の規定により、債権を放棄したので、同条例第13条の規定により、報告するものであります。

内容としましては、平成12年度から平成21年度までの債権のうち48件、71万5,812円を債務者の死亡等の理由により放棄したものであります。

次に、**議案第43号職員の育児休業等に関する条例及び職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例**でございますが、地方公務員の育児休業等に関する法律等の一部が改正され、来月の1日に施行されることから、関係する条例について所要の改正を行うものであります。

次に、**議案第44号令和7年度利府町一般会計補正予算**でございますが、第1条につきましては、既定の歳入歳出予算の総額に6,287万円を追加し、歳入歳出予算の総額を160億3,318万6,000円とするものであります。

第2条の債務負担行為の補正につきましては、菅谷台保育所給食調理業務事業をはじめとする2件を追加し、小中学校児童生徒・教師用情報端末賃貸借事業を変更し、重点対策加速化事業を廃止するものであります。

第3条の地方債の補正につきましては、緊急自然災害防止対策事業を追加し、公共施設等適正管理推進事業の限度額を変更するものであります。

なお、補正予算の詳細につきましては、企画部長から補足説明させますので、よろしくお願ひいたします。

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

次に、**議案第45号令和7年度利府町国民健康保険特別会計補正予算**でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に265万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を31億6,781万9,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入でございますが、3款国庫支出金につきましては、令和8年度の子ども・子育て支援制度の施行に伴うシステム改修費に対する補助金として、154万円増額するものであります。

6款繰入金につきましては、財源調整として452万3,000円減額するものであります。

7款繰越金につきましては、令和6年度の決算により504万9,000円増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出の1款総務費につきましては、令和8年度の子ども・子育て支援制度の施行に伴うシステム改修費として154万円増額するものであります。

7款諸支出金につきましては、令和6年度一般会計繰入金の精算により、10万円増額するものであります。

次に、**議案第46号令和7年度利府町介護保険特別会計補正予算**でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に9,943万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を27億3,798万円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入の主なものでございますが、3款国庫支出金につきましては、令和6年度の実績報告に基づき、追加交付のため129万9,000円増額するものであります。

8款繰越金につきましては、令和6年度の決算により3,705万1,000円増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出の主なものでございますが、7款諸支出金につきましては、令和6年度負担金等の精算に伴う国県社会保険診療報酬支払基金への返還金の追加と、令和6年度一般会計繰入金の精算などにより、9,749万円増額するものであります。

次に、**議案第47号令和7年度利府町後期高齢者医療特別会計補正予算**でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に1,318万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を4億7,971万円とするものであります。

2ページをお開きください。

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

歳入でございますが、3款繰入金につきましては、令和8年度に創設する子ども・子育て支援制度の円滑な施行に向けて必要なシステム改修を行うため、一般会計からの事務費繰入金を325万円増額するものであります。

4款繰越金につきましては、令和6年度決算により966万3,000円増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出でございますが、1款総務費につきましては、子ども・子育て支援制度に対応するシステム改修に係る委託料として、352万円増額するものであります。

2款後期高齢者医療広域連合納付金につきましては、令和6年度分の保険料の確定などにより、915万5,000円増額するものであります。

3款諸支出金につきましては、令和6年度一般会計繰入金の精算等により、50万8,000円増額するものであります。

次に、**議案第48号令和7年度利府町町営墓地特別会計補正予算**でございますが、既定の歳入歳出予算の総額に94万円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,231万5,000円とするものであります。

2ページをお開きください。

歳入でございますが、2款財産収入につきましては、定期預金満期時の利息分として町営霊園等管理運営基金利子を28万4,000円増額するものであります。

4款繰越金につきましては、令和6年度の決算により、65万6,000円増額するものであります。

3ページを御覧ください。

歳出の2款基金積立金につきましては、町営霊園等管理運営基金積立金として、94万円増額するものであります。

次に、**議案第49号令和7年度利府町水道事業会計補正予算**でございますが、第2条の資本的支出の補正につきましては、人件費の調整により、13万4,000円増額するものであります。

次に、**議案第50号令和7年度利府町下水道事業会計補正予算**でございますが、第2条収益的支出の補正につきましては、人件費の調整により、8万円増額するものであります。

次に、**議案第51号工事請負契約の締結について**でございますが、本工事は、老朽化した屋外拡声子局設備の更新を目的として実施する電気通信工事であります。

本工事の契約に際しましては、総合評価落札方式の特別簡易型による条件付一般競争入札を執行し、落札者を決定しております。

主な入札参加条件は、令和7年度及び令和8年度の建設工事競争入札参加資格について、本

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

町の承認を受けていること、また、本町が定める競争入札参加者の資格を定める基準による等級を電気通信工事の総合評定値が700点以上のAクラスまたはBクラスの業者としております。

次に、**議案第52号訴えの変更について**でございますが、今年の3月定例会において議決をいただきました訴えの提起について、提起時の相手方らのうち、1人が相続放棄をしたことに伴い、相続放棄をした相手方に対する請求を取り下げ、他の相手方に対する金銭請求部分を拡張する必要があることから、訴えを変更するため、議会の議決を求めるものであります。

次に、**議案第53号和解及び損害賠償の額の決定について**でございますが、今年の4月3日に利府町加瀬字新前谷地地内の県道塩釜吉岡線において、会計年度任用職員が歩道の除草作業を行っている際に、飛び石が走行中の車両の一部に損傷を与えた件について、町の負担割合が10割の内容で相手方と和解が成立する運びとなったことから、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、この損害賠償については、全国町村会総合賠償補償保険により補填されることとなっております。

次に、**議案第54号利府町固定資産評価審査委員会委員の選任について**でございますが、委員3人のうち、今月の30日で任期満了となります郷右近重一氏を再任することにつきまして、地方税法第423条第3項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

以上が、本定例会に提案いたしております報告3件、議案12件でございますので、慎重審議賜りますようお願い申し上げて、提案理由の説明を終わります。

○議長（鈴木忠美君） 次に、議案第44号令和7年度利府町一般会計補正予算について補足説明を求めます。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） おはようございます。

それでは、議案第44号令和7年度利府町一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

2ページから5ページに記載しております第1表歳入歳出予算補正につきましては、事項別明細書で御説明いたします。

6ページを御覧ください。

第2表債務負担行為補正でございますが、1の追加のうち、菅谷台保育所給食調理業務事業につきましては、現行の契約期間が令和7年度で満了することから、継続して保育所給食調理業務の委託を行うため追加するものであります。

次に、利府第二小学校建替基本計画策定業務事業につきましては、利府第二小学校の移転先

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

となる建替候補地を選定したことから、建て替えに係る業務計画を策定するため追加するものであります。

次に、2の変更でございますが、小中学校児童生徒・教師用情報端末賃貸借事業につきましては、タブレットの使用に際し、安全にインターネットを利用するためのセキュリティーソフトウェアを追加設定するため、限度額の変更を行うものであります。

次に、3の廃止でございますが、重点対策加速化事業につきましては、補助要望を行っておりましたが、このたび不採択となつたことから廃止するものであります。

7ページを御覧ください。

第3表地方債補正、1の追加につきましては、町道舗装長寿命化事業の起債メニューの変更のため、新たに追加するものであります。

次に、2の変更につきましては、町道舗装長寿命化事業の起債メニュー変更及び総合体育館長寿命化事業の整備手法の見直しに伴う実施年度の変更により、限度額を変更するものであります。

10ページを御覧ください。

初めに、歳入でございますが、1款1項町民税1目個人3,880万5,000円及び1款2項1目固定資産税4,813万8,000円につきましては、賦課実績に基づき、増額するものであります。

12款1項1目1節地方特例交付金307万7,000円及び13款1項1目1節普通交付税4,953万5,000円につきましては、本算定により交付額が決定したため、それぞれ増額するものであります。

11ページを御覧ください。

17款2項1目5節物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金2,258万5,000円につきましては、国の経済対策として実施する定額減税補足給付金について、確定申告による交付対象者が増加したことから増額するものであります。

同じく3目3節地域脱炭素移行・再エネ推進交付金1億1,338万円につきましては、債務負担行為補正で申し上げましたとおり、補助事業の不採択に伴い、減額するものであります。

12ページを御覧ください。

17款3項3目1節スポーツによる地域活性化・まちづくりコンテンツ創出等総合推進事業委託金500万円につきましては、スポーツをツールとした持続可能な地方集客の仕組みづくりを行うスポーツツーリズム創出事業に対し、スポーツ庁から委託金が交付されることから増額する

ものであります。

次に、18款2項4目7節新規就農者育成総合対策補助金583万3,000円につきましては、次世代の農業を担う新規就農者の育成・確保を図るため、親元就農を含めた円滑な経営継承・経営発展に向けた取組に対し、補助金が交付されることから、増額するものであります。

13ページを御覧ください。

21款2項1目1節財政調整基金繰入金につきましては、財源調整により予定していた取崩額から3億2,856万8,000円を減額するものであります。

同じく7目1節ふるさと応援寄附金繰入金につきましては、商工観光事業への充当や、スポーツ・文化振興事業への財源調整により、550万3,000円を増額するものであります。

22款1項1目1節前年度繰越金2億6,446万8,000円につきましては、令和6年度決算の確定により、令和7年度に繰り越しするものであります。

14ページを御覧ください。

23款4項3目7節雑入のうち、就学前教育・保育施設整備交付金返還金1,613万円につきましては、令和5年度及び令和6年度に事業者に対し交付した就学前教育・保育施設整備交付金について、実績確定により、事業者からの返還金を計上するものであります。

24款1項1目2節公共施設等適正管理推進事業債590万円につきましては、総合体育館長寿命化事業において、給排水設備更新に係る実施設計が不要となったことから、減額するものであります。

同じく5目2節公共施設等適正管理推進事業債6,300万円の減額及び4節緊急自然災害防止対策事業債7,000万円の増額につきましては、町道舗装長寿命化事業において、起債メニューの変更により組替えを行うものであります。

なお、緊急自然災害防止対策事業債の充当率が100%であることから、5目土木債といしましては、700万円の増額となるものであります。

次に、歳出について御説明申し上げます。

16ページを御覧願います。

2款1項5目財産管理費12節委託料21万2,000円及び14節工事請負費528万円につきましては、旧郷土資料館の解体工事を実施するため増額するものであります。

18ページを御覧ください。

2款6項1目企画総務費18節負担金、補助及び交付金560万円につきましては、地域おこし協

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

力隊とともに、地域課題の解決や地域活性化のために活動する地域活性化起業人の協定先として、当初6社を見込んでおりましたが、5社に確定したことから負担金を減額するものであります。

19ページを御覧ください。

同じく3目スポーツ振興費12節委託料186万5,000円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、総合体育館長寿命化事業に係る給排水設備更新工事におきまして、実施設計業務を実施せずに、令和8年度に更新工事を行うこととしたことから、減額するものであります。

また、本町における弓道文化をコンセプトとした文化体験型武道ツーリズム事業につきましては、スポーツ庁のスポーツツーリズムコンテンツ創出事業が採択されたことから、文化体験型武道ツーリズム企画運営業務委託料を増額するものであります。

20ページを御覧ください。

3款1項1目社会福祉総務費24節積立金2,000万円につきましては、今後の福祉事業の推進に向け、社会福祉基金に積み立てるものであります。

3款1項2目の高齢者福祉費18節負担金、補助及び交付金200万円につきましては、高齢者の生きがいや社会参加を促すことで、心身の健康の増進や健康寿命の延伸、ひいては地域活性化にもつなげることを目的とし、65歳以上の町民の方を対象に、かなえたいセカンドライフの実現に必要な学び直し等に要する費用に対し、補助金を交付するため増額するものであります。

3款1項9目物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金給付金事業費18節負担金補助及び交付金2,253万円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、確定申告により新たに給付対象となったものに対し、定額減税分の給付を実施するため増額するものであります。

21ページを御覧ください。

3款2項5目保育所費22節償還金利子及び割引料2,386万4,000円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、令和5年度及び令和6年度に整備した認定こども園2施設に係る就学前教育・保育施設整備交付金について、実績報告による交付金額の確定により、国への返還金を増額するものであります。

23ページを御覧ください。

4款1項7目環境衛生費12節委託料1,560万円及び18節負担金補助及び交付金1億538万円につきましては、歳入でも御説明申し上げましたとおり、重点対策加速化事業に係る補助事業の

不採択により減額するものであります。

同じく10目新型コロナウイルス感染症ワクチン接種対策費22節償還金利子及び割引料533万3,000円につきましては、新型コロナウイルスワクチン接種関連の補助金及び負担金に係る過年度分の実績額の確定により、返還金を増額するものであります。

24ページを御覧ください。

6款1項3目農業振興費18節負担金補助及び交付金889万円につきましては、梨畠の造成及び新植に対する補助金と、歳入でも申し上げましたとおり、新規就農者に対する補助金を交付するため、増額するものであります。

次に、7款1項1目商工振興費18節負担金、補助及び交付金300万円につきましては、新事業チャレンジ応援事業におきまして、当初の想定を上回る申請があったことから、補助金を増額するものであります。

次に、7款1項3目地域振興費2,404万円につきましては、ふるさと納税繁忙期における事務補助員として、会計年度任用職員1名の人物費、25ページになりますが、ふるさとPR事業としてのイベント出展や広告掲載に係る経費のほか、お試し移住体験住宅の備品購入費、「まち・ひと・しごと創造ステーション t s u m i k i」の経年劣化による修繕経費並びに、令和6年度事業の精算によるふるさと応援寄附金基金予算積立金などを増額するものであります。

26ページを御覧ください。

8款2項1目道路維持費21節補償、補墳及び賠償金70万1,000円につきましては、除草作業中の飛び石による車両事故の損害賠償金を増額するものであります。

27ページを御覧ください。

10款1項3目学校教育費12節委託料42万7,000円につきましては、老朽化する学校プールの在り方と今後の水泳指導の実施を検証するために利府第二小学校の水泳事業に係る委託経費を増額するものであります。

28ページを御覧ください。

10款2項3目学校施設費14節工事請負費405万5,000円につきましては、小学校における教員の勤務環境改善のため、勤務時間外の不在メッセージの発信及び通話録音機能を有する電話機への改修工事や、不審者対策を図るためのインターホン設置工事に係る経費を増額するものであります。

次に、10款3項3目学校施設費14節工事請負費482万7,000円につきましては、小学校費と同

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

様に、電話機改修及びインターホン設置工事等に要する費用を増額するものであります。

以上が一般会計補正予算の主な内容となります。

御審議のほどよろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、提案理由及び補足説明を終わります。

ここで暫時休憩といたします。再開は10時55分とします。

午前10時43分 休憩

午前10時54分 再開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第18 一般質問

○議長（鈴木忠美君） 日程第18、一般質問を行います。

本定例会に通告されたのは5名であります。通告順に発言を許します。

9番 浅川紀明君の一般質問の発言を許します。浅川紀明君。

[9番 浅川紀明君 登壇]

○9番（浅川紀明君） 9番 会派高志会浅川です。よろしくお願ひします。

質問通告書を読み上げる前に……、もう始めてよろしいですか。よろしいんですか。（「はい」の声あり）

質問通告書を読み上げる前に、一言申し上げます。

今回AIの活用と、それから、中学校の部活動の地域移行というテーマで質問します。

これまでどっちかというと高齢者のためのバス停のベンチを整備したらどうかとか、あるいは救急体制逼迫の状況下で救急車を増車したらどうかと、そういったことが多くあったんすけれども、若干趣向を変えて、AIについて、それから、部活動について質問します。

特に、AIについては、私自身2か月前からAIを、お金を払ってセミナーを受講して学んでおります。その中で先月だったですか、町長が広報紙のコラム欄で、AIを活用してこのコラムを書いたということで、利府も町長はじめ職員の皆さんのがAIの活用を図っているんだなあということがよく分かりました。

そもそも今回のAIについての質問をする理由は、ぜひ利府町において、AIの活用、生成AIの活用をしっかりと図ってもらって、AI活用に関する先進自治体になっていただきたいと、

そういう思いで質問します。

それでは、質問通告書を読み上げます。

まず、1点目、生成A Iの活用促進と基本ルールを定めたガイドラインの普及徹底について。

チャットG P Tなどに代表される生成A Iは、文書作成や、データ整理など行政業務の効率化に資する一方で、情報漏えい、誤情報の生成、法的判断の責任所在の曖昧化といったリスクも存在します。

こうしたリスクを軽減するため、多くの自治体では生成A I活用に関するガイドラインを策定し、職員の適切な利用を促しているところであります。

利府町においても、生成A Iの活用を図るとともに、活用ルールや注意事項などを定めたガイドラインを制定していると承知していますが、その詳細について伺います。

質問その1、町職員の生成A Iの活用状況及びガイドラインの制定と、その普及徹底の現状について伺う。

質問2、プロンプト、プロンプトというのは、A Iに対する命令指示のことですけれども、プロンプト作成等に関する職員の研修機会の設定や、優れたプロンプトの共有化方策、そういったことなどを含めて、さらなる生成A I活用促進のための具体的な計画を策定してはどうか。

次、大きな質問の2番目、中学校の部活動の地域移行について。

文科省は、具体的に細かく言えば、スポーツ庁と文化庁ということでありますけれども、部活動の顧問となっている教員の負担軽減の必要性、少子化などを背景に、令和5年度より段階的に中学校の部活動の地域移行、当面は休日の部活動の地域移行ということになりますけれども、地域移行を進めるよう通知しており、利府町においても、地域移行計画の作成など逐次準備を進めつつあると承知しています。

文科省の指針に基づき、本町では、中学校の部活動の地域移行について、どのように取り組んでいるか。

具体的な質問その1、地域移行に当たり、指導者の確保や、増えると見込まれる保護者の経済的負担への対策はどのように考えているか。

質問2、部活動の地域移行が進む中で、部活動の教育的意義が損なわれるのではないかという懸念があります。そもそも部活動は教師が指導者となり、生徒と日常の授業とは異なる関係性を築ける貴重な場であり、規律、協調性、忍耐力などを実践的に学ぶ場でもあります。

顧問の先生にとっては、所定労働時間外の活動ではありますが、学校教育の一環として、生

徒の社会性を育成する場でもあります。

この部活動の教育的意義を保持するため、担保するために、具体的な方針や制度設計についてどのように考えているか伺います。

質問の最後、地域移行は、各自治体の特性に合わせて、その在り方及び要領等を決定すべきと考えます。必ずしも部外の指導者に丸投げ、委ねることが最善とは言えません。

利府町は、それほど極端な少子化でもないし、また、顧問の教員の負担の軽減であれば、サブ的な複数の顧問を指定し、特定の顧問教員に負担が集中しないようにするといった在り方も考えられます。むしろそのほうが部活動の教育的意義も保持されるし、保護者の経済的負担も現状程度に維持されると考えます。

ぜひ利府町の特性を踏まえた、部活動地域移行利府町モデルを検討していただきたいと考えます。この点について、当局の考え方を伺います。よろしくお願いします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問について、当局の答弁を願います。

生成A Iの活用促進と基本ルールを定めたガイドラインの普及徹底については町長、2の中学校の部活動の地域移行については教育部長。

初めに町長。町長。

○町長（熊谷 大君） 9番 浅川紀明議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の生成A Iの活用促進と基本ルールを定めたガイドラインの普及徹底についてお答え申し上げます。

まず、（1）の町職員の生成A Iの活用状況及びガイドライン制定と、その普及徹底の現状についてでございますが、町では、今年の4月に自治体専用の生成A Iシステムゼボを導入いたしました。

7月末時点で約2割の職員が利用しており、全体の利用回数は月平均で600回程度、主な活用用途といたしましては、文章作成や要約、多言語翻訳等となっております。

ガイドラインにつきましては、生成A IであるチャットG P T-4が公開された令和5年3月から情報収集を行い、同年7月に職員向けの生成A I利用ガイドラインを作成し、周知を図っております。

本ガイドラインでは、業務で生成A Iを利用する際の注意事項や、禁止用途等を定めており、共有フォルダでいつでも閲覧可能としているほか、ゼボの運用開始時や、新規採用職員向けの情報セキュリティ研修の際など、様々な機会を捉えてガイドラインの周知徹底を行って、周

知徹底を図っております。

次に、（2）のプロンプト作成研修や、優れたプロンプトの共有化を含めたさらなる生成AI活用促進のための計画策定についてでございますが、外部講師を来月お招きし、生成AI利活用法の研修を実施する予定としております。

この研修では、生成AIの基本的事項に加え、業務に即したプロンプト作成技術や、生成AIシステムの機能を最大限活用するための実践的な手法を学習することとしております。

なお、ゼボには、効果的なプロンプト事例を蓄積、共有できる機能が備わっておりますので、今後、充実と共有を図りながら、業務のより一層の効率化に努めてまいります。

議員御指摘のさらなる生成AI活用促進のための計画策定につきましては、国が定める自治体デジタルトランスフォーメーション推進計画や、生成AIに関する各種指針等を踏まえ、本年度中に実施する利府町DX推進計画の改定の中で対応してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 次に、教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 9番 浅川紀明議員の御質問にお答えいたします。

第2点目の中学校の部活動の地域移行についてお答え申し上げます。

まず、（1）の地域移行に当たり、指導者の確保や、増えると見込まれる保護者の経済的負担への対策はどのように考えているかについてでございますが、指導者の確保につきましては、町部局と連携しながら、地域の人材資源を把握し、地域の指導者が子供たちのために指導ができる環境を整備しております。

また、保護者の経済的負担につきましては、地域クラブ活動の運営費用は、受益者負担を原則としつつ、持続可能な地域クラブの運営ができるよう設定するべきであると考えております。

地域クラブの活動維持、運営を踏まえた適切な会費の在り方については、今後検討を進めていく課題の1つとなっており、町部局とも調整を行なながら、保護者の皆様の理解を得られる金額に設定できるようにしております。

次に、（2）の部活動の教育的意義を保持するための具体的な方針や、制度設計についてどのように考えているかについてでございますが、部活動に限らず、地域クラブ活動については、学校外の活動ではあるものの、集団の中で切磋琢磨することや、学校の授業とは違った場所で、生徒が活躍することなど、生徒の望ましい成長を保障していく観点から、教育的意義を有するものであると認識しています。

また、今年の6月補正予算に計上しておりましたが、各中学校から希望のあった部活動を対

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

象に、部活動地域移行体制整備業務委託として、来月以降、毎週土曜日に実証事業を実施する予定としております。

今後、事業を実施しながら検証を進めてまいりたいと考えております。

次に、（3）の利府町の特性を踏まえた部活動地域移行、利府町モデルについての考え方ございますが、本町においても子供たちのニーズの多様化により、競技によっては学校単位でのチームが組めない活動があり、活動への影響も出てきている現状がございます。

利府町においては、ブラザーシップにおける学校間の交流を実施しておりますので、例えば3中学校合同での部活動などを念頭に、実証事業を進めていく予定としております。

また、必ずしも部外の指導者に委ねることが最善とは言えないのではないかということにつきましては、競技経験や担当部活動の指導経験がない教員が顧問になる場合もあり、技術指導等を部外の指導者にお願いすることは、1つの有効な手段になるものと考えております。

教員の人数が限られている中、子供たちのニーズに応えるためには、幅広い分野の人材を確保する必要がある一方で、部活動の指導を希望する教員もいることから、希望がある場合には、引き続き指導者として参加できるようにしていく方針としております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） それでは再質問します。

まず、A I 関連、先ほどの答弁の中で、町はA I システムゼボという形で、今年の4月から導入していると。それに先行して、昨年令和5年の7月だったか、令和5年7月にガイドラインを制定しているというふうにありました。

このガイドラインの制定が先行して、約2年近くたって実際にA I の活用を図るようになつたというのは、何かその辺の時間が、時間差が生じたのは、何か背景事情があったんですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

本格導入今年の4月から、ゼボのほうを行っておりますけれども、そのガイドラインを制定了時期、その時期からちょっと時期を……、令和5年の7月、ちょうどそのガイドラインをつくった時期なんですけれども、令和5年7月から9月にかけて、初めにトライアルということで、チャットG P T 4を試験的に職員が使ってみるとということでやっておりましたが、そのトライアルを実施するに当たっても、注意事項であったり、プロンプトの仕方にしても職員が

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

留意しなければいけないところ、そういったところをあらかじめ定める必要があるということです、その時期に策定、ガイドラインのほうは策定したものでございます。

ですので、期間としては大分、3年、2年ぐらいですか、開いているという状況になってございます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） ガイドラインについてですけれども、共有フォルダに格納されていて、いつでも職員が自由に見られるという体制になっているというのは非常にいいことだなと思います。

ただ、そういう普及徹底のための努力はされているのは分かるんですけども、私自身、この前ガイドラインを拝見させていただいて、かつ先進自治体のそれと比較してみました。利府町のガイドラインというのは、一言で言えば結構大ざっぱです。それから、具体性がなく、これ読んだ人、初心者は分かるのかなあという疑問があります。

具体的に3点ほど問題点となる事項を申し上げます。ぜひ改善の一助としていただきたいと思うんですけども。

1つ目は、現行のガイドラインの問題点ですね。1つ目は、どのような環境下でAIを利用するのか、また、利用する生成AIの特性、ゼボですけれども、その特性機能、利用上の留意事項に関する記述がないと。

2つ目、入力時の注意事項や利用時の基本的な注意事項は、大ざっぱに記述されているんですけども、具体性がなく、非常に分かりづらいです。また、ガイドライン、ここにありますけれども、5条でデータ入力に関する注意事項、6条で生成物の利用に関する注意事項とあるんですが、かつ7条で著作権の観点から、データ入力時、また利用時の注意事項が述べられています。したがって、5条と7条、6条と7条についてはもう少し整理が可能であるなあとうふうに感じました。

3つ目、活用促進要領、方法等についての記述がない。もう少し具体的に提案的に申し上げますと、1つ目の利用する環境だとか利用する生成AI特性機能云々ということに関して言えば、細かく言うと3つ記述してもらったほうがいいかなと思います。

すなわち、ゼボはLGWAN、総合行政ネットワーク環境下で操作するので安全性が高いだとか、マスキング機能があって、個人情報の秘匿性が高いとか、漏えい防止が可能だとか、また、ラグ機能によって、RAGですね、ラグ機能により利府町の例規集や総合計画、あるいは

議会議事録等をナレッジとして、利府町に特化した生成物、他自治体の行政文書をナレッジするんじやなくて、利府町の行政文書をナレッジとした、利府町に特化した生成物の生成が可能というラグ機能もあるので、そうした事項もガイドラインに含めて記述してはどうかなというふうに思います。

それから、2番目の具体性に乏しいということについては、初心者にも分かるように、もう少しあみ碎いて具体例を交えて記述したほうがいいと思います。

それから、3番目の活用促進要領については、そもそもなんですかけれども、ガイドライン制定の目的が基本ルールを定めるとともに、町民生活の向上に寄与するためAIの活用を図ると、2つの目的があるので、現行では、基本ルールを制定のみとなっているところでありますので、総務省の自治体におけるAI活用導入ガイドブックだと、先進自治体の活用事例なども記載して、職員が容易にAIの活用方法を理解しやすいようにすることが大事なのかなと。

そうすると、そもそもAI活用の目的の2つ目の、AI活用することによって、町民生活の向上を図るというところにもつながっていくのかなと。AIを使えるようにしなければ駄目だと思うんですね。

ちなみにその活用事例だと、プロンプト云々ということは、ガイドラインの別冊にしてもいいかと思います。どんどん拡張していくでしょうから。その辺検討していただければ、さらに読み応えのあるというか、利用しやすいガイドラインになるかと思うんですが、ぜひそうしていただきたいと思います。

それに加えて、もう一つ、このガイドラインが条例文みたいになっているんですね。頭のいい方はそれで分かるかもしれませんけれども、やはり図表だと、イラストを盛り込んでスタイル化して、職員が現行と同じように端末で確認できるんであれば、理解容易なようにするのがいいのかなあというふうに思います。その辺はどうでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

ガイドラインの中身について、今、議員さんからいろいろ御指摘いただきました。そういういた細かい部分、今後改定に当たっては、検討はさせていただきたいと思います。

ただ、具体的な使い方であったり、確かにこのガイドラインは、条例の条文のようなコンパクトなものなんですかとも、職員の利用の説明会等々で、その手引きのようなもの、詳細の使い方であったり、注意事項についてもちょっとかみ碎いて分かりやすく、総務省等から出て

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

いる指針等も参考にしながら、そういったものを別の説明会の機会で御説明はしておりますので、職員が使うときに、このガイドラインだけを頼って使うということではなくて、もう少し詳細な具体的な使い方とか、そういったものは説明会等の機会では、説明させていただいております。

○議長（鈴木忠美君） 今の総務部長の答えは3問に対する答えでよろしいですか。よろしいですね。浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 現状そういう手引書みたいな、手引資料作っているというような趣旨の答弁だったんですけれども、ぜひその点も逐次また進歩とか改善していただいて、職員が使えるようにするためにどうあるべきかということを念頭に、検討していただきたいと思います。

次に、生成AIとちょっと違うんですけども、定型的な業務を自動的に処理するためのRPAというのもAIの活用の一端であるかと思うんですが、利府町の総合計画があります。その中で政策の7番目、健全な自治体運営の推進、またその中で施策の展開という項目で、効率的な行政運営の推進というのがあり、その中に次のように記載されています。

AI、RPAなどのICT推進や、ビッグデータ、スマートデータの活用に取り組むとともに云々、行政運営の効率化に努めるとあります。そういったことで、定型的な業務を自動化するRPAの活用について、利府町の現状について伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

RPAに関する御質問でございますが、具体的に活用をしている事例として3つございます。1つ目として、施設管理課における道路占用等更新通知作成業務に使用しております。2つ目といたしまして、財務課における入札指名通知の作成業務、それから、3つ目といたしまして総務課における会計年度任用職員の管理業務、今現在この3つの業務にRPAを活用してございます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 分かりました。まだまだRPAの適用範囲というか活用する、できるところも多々あると思うので、さらに深めて聞いていただきたいと思います。

次に、質問の大きな2番目、（2）のAIの活用促進の関係の再質問をします。

先ほどの町長の答弁で、7月末時点ですで約2割の職員がAIを活用していると。毎月平均で600回ぐらい使われてるというようなことがありました。まだまだ少ないですよね。先ほどのRPA

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

Aの活用も少ないですけれども、職員の利用度が低いと思います。ぜひ利用促進するために、いろいろ検討していただきたいと思うんですが、その関連で質問をします。

A I の活用に当たっては、A Iへの指示となるプロンプトが重要だと思います。利府町が使用しているゼボにはプロンプト共有のための仕組みが内蔵されているということなんですが、その内蔵されているプロンプトの例というのは、利府町内独自のものですか。それとも、全国の自治体、同じようにゼボを使っている、いろんな地方自治体で作られた先進的な自治体で作ったプロンプト、そういういったものも参照できるようになっていますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

全国のものも参照できます。あとは設定によって、利府町だけに限ったものということで参考することもできます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） どの自治体も基本的には同じような行政業務やっていると思うんで、他の自治体で作られたプロンプトというのは、大いにまねすればいいと思うんですね。ただ、利府町の特性というか、利府町独自の事項もあると思うんで、その辺は変数として入れて、プロンプト、また利府町版につくり変えていけばいいなと思います。ぜひそういう検討もよろしくお願いします。

それから、生成A I の活用促進を図るために、先ほど町長の答弁の中で、研修も外部講師を招いてやる予定だと。それから、プロンプトの作成要領についても教育する予定だということがありました。

私からの提案なんですけれども、職員が閲覧できる、職員が利用している端末の中で、そのプロンプトについても、あるいはいろんなA I に関する参考事例についても、スライドだとか、あるいは動画だとか、そういういったものをふんだんに準備して、職員が自分のレベルに応じて、いつでも学習ができると、そういう体制をつくってはどうかと考えるんですが、いかがでしょうか。

ちなみに参考までに言うと、私は自衛隊を辞めた後、保険会社に勤めていました。その保険会社では、職員に対する研修のために、特に人を集めてやる研修だけでなく、個人個人が自分の予定に合わせて自習できるように、当局側で動画だとかスライドだとか、そういういったものを

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

使った教育ツールをたくさん準備していました。それを必ず義務として見なきやならない。

見た後に、小テストがあつて、小テストに受からないとやり直しというようなことがあつて、いいかげんな学習では済まされない、当然真剣に見なきやならないんですけれども、そういうことも利府町がさらに生成AIを活用を図るために、職員のレベルアップのために、せっかくデジタル推進室があるわけなんで、AIを使って、そういうスライド作成だとか、動画だとか、動画の講師は室長の後藤さんがなつてもいいと思うんですけれども、そういうことで、そういういろんな科目的ツールというか、動画というか、そういうものをぜひ作っていただいて、職員がいつでも自習ができると。わざわざ一定時期に職員を集めてということがなくて済むような形がいいんではないかと思うんですが、それについての御見解いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） 優れたプロンプトであつたり、あと参考事例ですとか、そういうものをスライドや動画で職員が分かりやすく理解、それから自習できるものという御提案をいただきました。

デジタル推進室のほうでその辺りも前向きに検討はさせていただきたいとは思います。ただ、我々職員でどこまで分かりやすく、あと内容的にも充実したものを作れるかというのはなかなかやってみないと分からないところあるんですけども、前向きにそういうものにもトライしてまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） ぜひお願ひします。

最後に、AI関連の最後の質問です。ゼボでは、ジェミニだとかクラウド、あるいはチャットGPTが使えるようになっているというふうに伺っています。それ以外に、アンケート調査のためのAIだとか、いろいろ様々なAIツールがあります。そういうものが使えるようにすることも大事なのではないかなと。

例えばそうすることによって、今まで部外のいろんな業者に委託してお金を払っていたところを、簡単に省力化、省予算化できると思います。そういうこともぜひ御検討いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

ゼボ以外のほかのツールもそういう予算等含めて検討してはいかがかという御質問でござ

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

います。今現在ゼボのほう、4月からなので、やっと、だんだん利用した職員は慣れてきたのかなというところですが、まだまだ先ほど町長も答弁申し上げ、議員さんもおっしゃっていましたとおり、職員の利用もまだ20ペー程度ということなので、まずは今使用しているゼボのほうをもっと職員の使う層も広がっていくように、そこからまずはさせていただいて、あとその上で、ある程度定着してくれれば、そういったほかのツールというのにもちょっと目を向けていければなと考えてございます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） ありがとうございます。

町長にお願いですけれども、ぜひデジタル推進室の事業を拡充するとか、そういったことも大事だと思うので、御検討いただきたいと思います。

次に、部活動の地域移行について再質問します。

地域移行のための地域移行計画の作成等が進みつつあるというふうに承知しているところなんですが、そのための検討委員会の設置だとか、あるいはそれに先立つアンケート調査などもしているというふうに認識しています。それのこれまでの、現在に至るまでの経緯を説明していただけますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

これまで検討委員会につきましては、昨年度3回ほど行っております。

具体的には、令和6年10月、12月、年が明けまして令和7年の3月、3回ほど実施しております。

それから、アンケート調査につきましては、学校に対して、どのような部活動が地域移行をして、外部の指導者が必要かというアンケートを、今まで2回ほど行っております。昨年度につきましては、11月に取りまして、今年度になってからも7月に取っております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 検討委員会が設置されたのが令和6年10月と承知しています。昨年の10月ですね、1年前。そのときに定めたというか、仮置きした当初の予定では、今年の1月に地域移行計画の骨子を作成すると。それから、今年の3月には、その計画の案を作成するというようなスケジュールになっていました。ただ、現状においては、まだできていないというふう

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

になっているんですけれども、なぜ遅れているのか、事情を教えていただけますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

現在、基本方針や、移行計画を国、県のガイドラインに基づいて慎重に進めているわけでございますけれども、10月以降、実証事業も実施しまして、各中学校や町部局とも今後打合せ等を行いながら、事業の詳細を決めていくと、策定していくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 分かりました。地域移行計画の素案はいつ頃できる予定ですか、その見込みについて教えてください。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

詳細な時期に関しましては、現在申し上げることができんけれども、10月以降の地域移行の実証事業と関連づけつつ、進めていきたいなというふうに思います。現在、答えることができるは今の状況でございます。申し訳ございません。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 答えられない、答えられないということなんすけれども、来年度になる可能性もあるんですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 先ほども申しましたが、10月の実証事業が始まり、そして課題等も検討しながら、検証しながら、策定を進めていきます。具体的な時期に関しましては、先ほど申しましたように、現在のところまだお答えすることができません。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） めどとして、本年度中に片をつけるとか、そういったことの答弁がないんですけども、来年度になる可能性もありますかと聞いたんですが、その答弁お願ひします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

何度も申し上げますけれども、10月から実証事業を始めます。その実証事業を実際学校現場

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

でやり、学校の意見も聞きつつ、具体的な計画を、もし修正箇所があれば修正しながら、計画を策定してまいります。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 時間が無駄なんで、次に進めます。

地域移行計画の素案ができた段階で、その取扱いについてどうするのかということを伺いたいんですけども、先ほどの部長の答弁では、学校当局にも諮ってというようなことがありました。それ以外に、パブリックコメントを募集するのかとか、議員に対して議員全員協議会などの場で議員に説明するのか、そういうことについてはどのようにお考えですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

パブリックコメントに関しましては、中学校に関する個別の計画だというふうにこちらでは捉えておりますので、今のところパブリックコメントについては、考えておりません。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） もう一つ。

○教育部長（阿部昭博君） 議員さんについての説明等につきましては、今後検討のほうを進めてまいりたいなというふうに考えております。よろしくお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 議員に対し、極めて大事なことであるので、きちんと説明していただきたいと思うんですね。説明するかどうかを検討するという回答であれば、んというふうに思ふんですけども、説明することを前提に、その時期をいつにするかといったことを検討するというんであれば了解しました。

次に、父兄の経済的負担、父兄の経済的負担の関係について再質問します。

部外にいろいろ指導をお願いした場合に、その指導者への謝金だとか、傷害保険料といった意味で、保護者の経済的負担が結構生ずると思います。少なくとも現行以上に生じると。そういう場合について、県だとか、町の補助というのは見込まれるのか、それについて伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

今年度の実証事業におきましては、金銭的な部分は保護者の負担は、保護者の皆様の負担は

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

なしで行うというふうに考えております。

ただ、町部局とも今後経済的な負担につきましては、町部局と調整しながら検討を進めいくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 質問と答弁がかみ合わないんですけれども。保護者の負担が生ずるのは間違いないと思うんです。それを幾らぐらいと見込んでいるかどうかあえて聞きませんけれども、間違いなく負担が生ずるんですよ。謝金だとか、障害保険料だとか、そういういったもの。そういういったものを受益者負担で保護者に求めると先ほど答弁がありました。

それに対する緩和のための町から、あるいは県からの補助について見込まれているかという質問でした。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） それに関しましては、現在のところ、特にその点の予定はございませんので、今年度に関しては保護者負担なしというふうな段階でございます。

来年度以降につきましては、町部局とも調整しながら検討していくというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） どうもかみ合わないんで、時間の無駄なんで次に進めます。

現段階で協力を得られている地域人材の、地域の指導者の人数とか種目の状況について、一言で言えば、外部指導者確保の見通しについて伺います。いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 現在見込まれている指導者につきましては、合計で、現在のところ10名弱というふうに予定しております。全て合わせてということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） その10名というのは、種目との関係だとか、あるいは利府に複数の中学校があるわけで、その所要を満たし得るものと考えておられるのか。それのところはいかがですか。

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 先ほど言いました人数に関しましては、具体的には、バスケットボール1名、サッカー1名、バレーボール1名、ソフトテニス2名、陸上1名、野球2名というふうになっております。合計8名となっております。よろしくお願ひします。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 分かりました。

次に、質問を進めます。

教育的意義について、地域移行の中で一番懸念される教育的意義の担保について伺います。

地域指導者に指導を委ねた場合に、その指導者の育成研修だとか、教育理念の共有方法、また、それぞれの子供の中学生の特性、この子はこういったところが弱いんだ、こういったことが課題で身体的に負担をかけないようにしてほしいとか、そういった個々の中学生の情報の共有方法についてはどのように考えていますか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 平日は教員、それから休日に関しましては外部ということになりますけれども、当然指導方針であったり、個々の生徒の状況であったり、その辺は一貫性が持てるように、指導に一貫性が持てるように、学校側、それから地域の外部の指導者側でお互いに情報共有を取り合って、そして指導に当たっていくというふうに、事前にそんな時間を共有することが必要だというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 学校の先生、今質問している前提は、当面予定している休日の部活動の地域移行について質問しています。平日の部分はまだ将来的な話なんで。教師と部外指導者との連携体制があるのかどうか伺いたいんですけども、一定程度の教師の連携、関わりがないと、やっぱり教育的意義だとか、いろんな個々の生徒の問題、不安事項への対応がなかなか部外の指導者ではできかねると思うんですね。

そういうことで、学校の先生が休日の地域移行において、どの程度関与すべきとお考えですか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 学校の教員が休日の部活動にどのぐらい関与すべきかということで

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

ございますけれども、教員によっては専門性が高く、部活動指導にたけている教員もおります。その一方で、競技経験それから指導経験が全くないという教員もおります。

そう考えると、教員一人一人によって違ってきますので、当然部活動、休日の部活動を指導したいと、関わりたいという教員も当然ございます。ですので、そこは一律には言えないのではないかなど。教員によってやっぱりケースバイケースになるんじゃないかなというふうに考えます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 今質問している前提は、部活動の地域移行に当たって、教育的意義をどう担保するかという観点で再質問しているわけです。その関係で、先生の関わり合いはどうなるかということを聞いたわけなんですけれども、それははっきり言って先生の事情によるというような答弁だったんですけども、やっぱり一定程度関与させることが大事だと思うんですね。

時間外活動なんで、当然残業手当を、時間外手当を払うなり、あるいは、教員の兼業、兼職規定の許可をもらって、教員が個人として参加するようなときに、その謝金も考えるなり、いろんな対応がまた付隨的に必要だと思うんですが、ぜひよく考えていただきたいと思います。

もう一つ、児童生徒に対するわいせつ行為によって処分された教員の処分歴は、文科省のデータベースで確認できるように現在なっています。地域指導者の犯罪歴や処分歴は、現状では確認しようがなく、仮に地域移行を進めた場合、新たな懸念が生じます。この点についてどのようにお考えでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

そのような問題が当然発生してはならないで、発生しないように、外部の指導者、もし決定したならば、事前に研修等を行うなど、その辺は対応していきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 今から言うと1年半先ですけれども、政府は26年度末から子供と接する職場で働く人の性犯罪歴を雇用主が国に照会する日本版D B Sを進める予定としています。そ

ういったことで、それを活用して、地域移行に携わる部外の指導者の処分歴なども、ぜひ確認していただいて、単に研修を施して、皆さんよろしくじや駄目だと。そういう処分歴のある人は絶対排除するといったことが必要だと思うので、情報収集をよろしくお願いします。

最後の質問になるかと思うんですが、地域移行の利府町モデルについての質問をしましたところ、私の質問とかみ合っていない答弁でした。私は、そもそも地域移行の背景問題点として、教師の負担が大きいから、それを軽減するために地域移行になるんだということを踏まえて、じゃあそれが地域移行の1つの理由なんであれば、教師の、特定の教師に負担が集中しないようにサブ顧問を設けるとか、複数の顧問体制によって負担の軽減を図るのもいいんではないかということを言ったんですけども、それに対する答弁がちょっと違くなっているんで、もう一度答弁願います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 今複数顧問、いわゆるサブ的な副顧問ということについてですが、現在、町内の中学校の部活動の約8割以上は、複数顧問でございます。2人以上配置していると。

ただ、教員の数には教員の定数というのがございますので、部活動の数が多くて、定数が少なければ、当然副顧問というのは配置できないという、これはもう物理的に不可能でございます。極力、学校では、複数配置をするようには努力しているところでございます。

ただ、やはりこの地域移行に関しましては、やっぱり教育というのは、学校だけではなくて、家庭はもちろん、それから地域が一体となって取り組むということが大事なのかなというふうに思います。

これによって子供たちの豊かな成長というのが図られ、そして外部の指導者を入れることによって、それがひいては地域社会の活性化にもつながるのではないかというふうに考えております。後半はちょっと質問とずれて、質問に対する答えとはちょっとずれてしまいましたけれども、以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） そもそも論について質問します。

利府町の中学校の先生の部活動指導に当たっている方の負担度合いは、どの程度なんですか。アンケート調査、あるいは他の市町村と比べて時間的な、計数的な観点から、残業が多いとか、そういったことで、どのようにデータとして把握されていますか。

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

負担具合ということでございますが、まず何をもって負担と取れればいいのかは、ちょっと把握しかねるところがあるんですが、大体全教員の半分以上、51%、52%ぐらいは、専門的な、自分が今までやってきた競技ではない部活動を担当しています。ざっくり言いますと、半分は指導経験がある、もしくは自分も競技としてやってきた、残り半分はやってきたことがない、または経験がないという先生方でございます。

やはり経験がないということになりますと、それに対して自分自身で、その競技の勉強をしなければならないという、これはもちろんその先生にとっては、教員にとっては負担になるかというふうに思います。本来部活動というのは、教育課程外でございますので、その分本来やるべきである授業の時間、授業の準備の時間が削られてしまったりという負担はあるのかなと思います。

それから、休日、それから平日の部活動の活動につきましては、中学校に関しましては、勤務時間過ぎても部活動の指導は行っております。例えば、中総体前になりますと、6時以降、6時とか6時半とか、それぐらいまで指導をしております。本来の勤務時間は4時45分というふうになっております。だから、かなりオーバーはしていると。

休日に関しましても、当然大会前、いわゆる繁忙期ですと、休日も指導に当たるということで、その点を負担と考えていいのかどうかはちょっと何とも言いかねるんですけども、そのような状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 浅川紀明君。

○9番（浅川紀明君） 私が申し上げたいことは、地域移行はそれぞれの地域、自治体の特性を踏まえて、在り方を検討する必要があると思うんですね。他の自治体でこうやっているから同じようにまねするんじゃなくて、利府町の特性、先生の現在における負担の程度は、計数的にどうなんだと、他の市町村と比べてどうなのかというようなところとか、いろんな観点がありますけれども、そういった利府町の特性を踏まえた地域移行の在り方をよく考えていただきたいというのが趣旨なんです。ほかのところをまねればいいんじゃなくて。

先ほど部長の答弁の中であった51%の先生が自分の経験、未経験の種目だったりすると、それはそうかもしれないけれども、見方を変えればそれは新たなことに取り組むことにもなると

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

思うんで、マイナス面ばかりじゃないと思うんですね。

だから、何をもって負担かというと、やっぱり時間外労働だと思うんですよ。これはそもそも働き方改革の中から言われてきたことなんで、先生の時間外労働時間、休日も含めていかに削減するかという観点だと思うんです。それはもう施行されたんですよね、先生の処遇改善で、何とか調整額、これがアップになるやに聞いてますけれども、10%ぐらいですかね。そういうことで、経済的な負担は結構軽減されると思うんです。よく利府町の特性を踏まえて、他の市町村と同じようにまねすればいいんじゃないというところを念頭に置いて、検討していただきたいと思います。

それから、最後になりますけれども、ぜひ議会に対する説明をよろしくお願いします。

○議長（鈴木忠美君） 答弁はどうします。よろしいですか。答弁ね。じゃあ当局、答弁。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 分かりました。ありがとうございます。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、9番 浅川紀明君の一般質問を終わります。

ここで、昼食のため休憩します。再開は13時ちょうどとします。

午前 1時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

1番 郷右近佑悟君の一般質問の発言を許します。郷右近佑悟君。

[1番 郷右近佑悟君 登壇]

○1番（郷右近佑悟君） 1番 郷右近佑悟、会派21世紀クラブ、一般質問を行わせていただきます。

では、通告書を読み上げさせていただきます。

質問事項、町の運動施設の有効活用について。

近年、夏期は高い気温が続き、屋外での運動には熱中症のリスクが伴う日が増えています。学校や各種団体で行われる屋外活動についても、健康面と安全面から一部制限したり、中止または中止が検討されるような状況が多くなっております。

小学校の夏休み期間中のプール開放についても、児童や監視員の安全性を考慮して、令和7

年度からプール開放を行っておりません。

このような状況から、町民が継続して運動に親しみ、より安全な運動機会を得るためにには、町の運動施設を有効に活用していく必要があると考えます。

以下、町の運動施設の活用について伺います。

（1）高い気温下での活動リスク回避や、設備維持費などのメリットを鑑み、水泳授業を学校外の屋内プールを使用して試験的に行う自治体が増えています。町でも授業で町温水プールを活用する考えがあるか伺います。

（2）夏休み中は、児童クラブに通う児童たちも開放された学校のプールを利用し、涼を得たり、体を動かして楽しむことができておりました。

学校のプールで活動ができなくなった本年度の夏休み期間中、児童クラブではどのような活動をしていたか伺います。

（3）利府町都市公園条例では、中央公園の多目的運動場、沢乙北公園の野球場及びテニスコートを使用できる時間は、午後5時までとなっています。しかし、夏期においては、午後5時以降も日が高いので、十分明るく、夕方の時間帯のほうが気温も下がる場合が多いため、利用者にとっては、熱中症のリスクを軽減して運動しやすい時間帯と言えます。運動施設の利用可能な時間を一部見直してはどうか、町の考えを伺います。

（4）厳しい暑さが続いていることから、夏期において町温水プールは利用者が多くなっており、以前に比べて混雑している状況であります。多くの方が安全にプールを利用できるよう、どのような取組を行っているか伺います。

以上、よろしくお願ひいたします。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対し、当局、答弁願います。

町の運動施設の有効活用についての（1）については教育部長。（2）から（4）については町長。初めに、教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 1番 郷右近佑悟議員の御質問にお答えいたします。

第1点目の町の運動施設の有効活用についてお答え申し上げます。

（1）の町でも授業で、町温水プールを活用する考えはあるかについてでございますが、議員御指摘のとおり、小中学校の夏休み期間中のプール開放については、猛暑や雷などの天候の問題や、教員、保護者の負担、また平常時については、施設の維持管理に要する経費などが課題となっております。

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

このようなことから、近年宮城県内の自治体をはじめ全国的に民間プールを活用したプール授業の実証事業を行っている自治体もあり、本町においても、本定例会においてその予算を計上しているところであります。

今年度は、利府第二小学校の5、6年生を対象として実施し、今後のプール授業の在り方と指導員による水泳授業の効果について検証する予定としております。

○議長（鈴木忠美君） 次に、町長。

○町長（熊谷 大君） 1番、郷右近佑悟議員の御質問にお答えします。

第1点目の町の運動施設の有効活用についてお答え申し上げます。

（2）の学校のプールで活動ができなくなった今年度の夏休み期間中、児童クラブではどのような活動をしていたかについてでございますが、本町の夏休み等の長期休業期間の児童クラブ利用登録は年々増加し、小学校児童数の約4割を占めており、特に低学年においては約6割を超える利用登録の状況となっております。

そのような中、各児童クラブでは、映画鑑賞会、モルック大会、かき氷づくり体験、郷土資料館の出前講座等、様々なイベントを実施しています。

また、更生保護女性会や人権擁護委員、町内会の方々とのカレーライスづくりや、盆踊り指導といった地域交流事業も積極的に行なうなど、子供たちがイベントを通じ、社会性を育み、楽しく有意義な時間を過ごせる場の提供を努めています。

次に、（3）の運動施設の利用時間の見直しについてでございますが、現在、照明設備を有しない屋外運動施設につきましては、利府町都市公園条例施行規則において、利用時間を午前9時から午後5時までと規定しているところであります。

しかしながら、地球温暖化の影響による近年の猛暑、酷暑は軒並み観測史上初を更新し、今後も続くものと見込まれることから、日中安全に運動できる時間帯が年々短くなるものと予想されるため、議員御質問のとおり、夏場における夕方の施設利用時間の延長につきましては、町民の皆様が安全かつ快適にスポーツを楽しめる環境づくりにつながるものと考えております。

現在利用者の方々から利用時間に対する御意見や御要望は受けておりませんが、引き続きニーズの把握に努めるとともに、施設の指定管理者とも協議を重ねながら、次年度に向け、利用時間の見直しについて検討してまいります。

次に、（4）の多くの方が安全にプールを利用できる取組についてでございますが、令和6

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

年度における温水プールの利用者数の推移を見ますと、1月当たり2,340人、年間約2万8,000人の皆様に御来場いただいておりますが、このうちの3割が7月、8月の利用となっております。

特に、利用者が集中する町立学校の夏期休業期間中の利用に関しましては、午前、午後と夜間の3区分に分けた上で、3時間の利用時間の上限を設け、さらには、各区分の定員を80人として運営しております。

また、入替えの時間帯には、監視員による施設点検や清掃等を行い、生命を含めた安全管理対策に努めているところであります。

なお、夏期休業中は町外の方の利用も多い状況に鑑み、今年から毎週水曜日と日曜日を町民デーとし、3区分や定員は変更せず、町民の方が優先的に入場できるようにしたことで、例年にも増して多くの町民の皆様に安全に御利用いただいております。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、（1）から再質問をさせていただきます。

今年度、利府第二小学校の高学年を対象に、町温水プールを利用した授業の検証を行うこと、また、その予算を本定例会に計上しているとの答弁でした。

これから温水プールを活用しての授業を検証する方針ということですので、関係者、関係機関の具体的な役割や制度設計については、予算成立の後、実際に検証を行った上で、固まっていくものと考えますけれども、現段階で幾つか再質問をさせていただきたいと思います。

教育部長の答弁の中に、教員、保護者の負担軽減につながるということがありましたが、確かに私は保護者側なんですけれども、保護者は夏休み、プール開放に当たって、事前に普通救命講習を受講した上で、プール開放日に合わせて、スケジュール、仕事を休んだりとか、そういうスケジュール調整をしてプール監視に当たって準備をしておりましたけれども、近年は暑さ指数が高く、プール開放が行われないということがあったので、その調整等が生かされないことが続いたということを認識しておりますが、教員の方の負担軽減としてはどのようなことが期待できるのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

夏休み中のプール開放が今年度から中止という方向になりましたけれども、教員の負担軽減としては、まず1点目としまして、プールの維持管理、機械操作であったり、それから水質の

管理であったり、その辺の負担が軽減される。

それから、2つ目としましては、これは保護者の方にもお願いしていることですが、いわゆる子供たちの安全管理ということで、当番を保護者の方にもお願いしているところでございましたけれども、教員も同じように水直といいまして、プールの当番を置くことになっております。その点の負担がかなり軽減されたのではないかというふうに捉えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） 教員の方のプール監視等の安全管理、または、プールの維持管理、水質管理などの業務が減るということで理解いたしました。

最近ニュースでも学校の先生が多忙な中、プールの水の栓開けたんですけれども、業務が忙しく、水を止めるのを忘れてしまったというようなニュースもありましたので、これはまさに教員の方の多忙さゆえの1つの原因なのかなとは考えられますけれども、答弁の中で指導員による水泳指導の効果検証とありましたけれども、指導員というのは学校外部の指導者の方が指導するということなのかお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

おっしゃるとおり、外部の方に水泳の技術的な指導を依頼するというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、外部の方に技術的指導をしていただくということであります。

学校教育における水道指導のコンセプト、方針等、一般的な企業等が行っているスイミングスクールにおける水泳の技術指導としては、コンセプト、方針としては、学校教育としては一部異なったりですか、そういった部分あるかと思うんですけども、学校教育としての水泳指導の方針の共有というのは行われた上で指導されるのかお伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

事前に学校側、それから外部にお願いする側、当然水泳の授業の前に事前の打合せを行い、学校側として、水泳の授業ではこれこれこういうふうなことを目標として、狙いとしてやっていきたいということは、当然授業ですので、その辺は情報共有をし、技術指導ということに特

化した形で、外部にお願いするということで考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、指導方針しっかり共有していただけるということで理解いたしました。

水泳の指導に関しましては、外部指導者の方が行う想定ということでしたけれども、実際学校側は安全面への配慮についてどのように関わっていくのか。また、水泳の授業に対する教員の方の関わり方というのはどのようなものになる想定なのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 安全面への配慮、それから水泳の授業への教員の関わり方、もしかすると重複する部分もあるのかもしれません、まずは、やはり水泳の授業というのは危険も隣り合わせでございます。ですので、教員は技術指導は外部の方にお願いしつつ、子供たちの動きをしっかりと把握をして、溺れていないか、体調の悪い子がいないか、その辺をしっかりと見て、安全指導、安全管理を徹底していくと。

そして、当然授業ですので、評価というものが関わってきますので、子供たちがどういうところまで、目標とするところに達したかというのを見て、評価もしていくということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、先生方にも引き続き安全管理、子供たちの見守り、そちらを徹底していただいて、指導についても外部指導者の方と教員の方でしっかり情報交換等行っていただいて、進めていただければと思います。

今回、学校授業での温水プール活用につきまして、町として前向きに考えていると認識いたしました。検証をもって教員、実際に利用する児童、外部指導者の方、プール施設の方、それぞれの意見を取り入れて、これから水泳授業がより安全で継続的なものになるよう期待しております。

それでは、（2）に移らせていただきます。

児童クラブです。答弁いただきまして、気候によって活動できる範囲に制限がある中、子供たちが楽しめる夏らしい企画など、いろいろ考えて運営されていらっしゃること、地域の方々

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

と交流する機会を積極的に設けていたことを理解いたしました。

実際、私の子も児童クラブでお世話なっているんですけれども、今日はこういう人が来て、こういうものを作ったと、うれしそうに見せてくれるので、今の支援員の方等に日々感謝している次第でございます。

学校のプールを利用することはできなくなりましたが、町の温水プールを利用すれば、天候などに影響されず、児童クラブの子供たちが体を動かすことができて、さらに健康的で楽しい夏休み中の活動ができると思いますが、児童クラブで温水プールを活用する案はあったのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

対策案の1つとして検討は行いましたが、子供たちの移動手段や、スタッフの調整、そして受け手側の施設のほうの体制など、様々な課題がございまして、精査するには期間が短かったことなどがございますので、実施には至っておりません。

今後につきましても、同様の状況が想定されますので、関係部局のほうと情報共有などを図りながら、プール授業の実施の是非について、協議のほうは行っていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） 子供たちにとって、とっても楽しい夏休みの通所となるように、ぜひ温水プールの活用を進めていただきたいと思います。

学校の授業での温水プール活用については、外部指導者が入って指導等を行うというお話でしたけれども、児童クラブとしての利用につきましては、学校教育とは異なるので、あくまで楽しく健康的に利用することが目的であると考えることから、技術指導員等がつくというものではないと考えられます。

見守り、安全管理を担う人員は必要と考えますけれども、その見守り、安全管理を行う人員は、児童クラブの支援員や保護者の方、そういう方が同行して行う想定でいらっしゃるのか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

見守り等につきましては、児童クラブの事業の1つとして見ておりますので、スタッフのほうで行っていくということを想定して、本年度は検討をしておりました。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） 分かりました。

では、支援員の方が見守りとして同行する想定していらっしゃるということなんですが、実際プールで子供たちが遊ぶに当たって、不測の事態、何か事故、溺れてしまったりですか、そういったことがあった場合に、そういった事態に備えて、同行する支援員の方が普通救命講習を受けるなど、そういった技術的な知識を持っての安全管理が必要だと考えますが、安全管理に関わる方への講習実施等について、町の考え方を伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

普通救命講習ということでございますが、通常の児童クラブの運営の中で子供たちの安全の確保に当たりまして、こちらの講習に関しては、原則全てのスタッフが受講を終了しているものというふうに考えております。

また、長期期間に關しましては、短期の雇用を行うなど、また、新しいスタッフが配属される場合などが想定されますので、このようなプール授業などを実施する場合であれば、その前段で受講する機会を設けていくことが必要というふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） それでは、支援員の方は基本的に漏れなく普通救命講習を受講されていいるということで、安心しました。

子供たちが安心してプールを楽しめるように、安全な体制を整えていただきたいと思います。暑くて児童クラブの子供たちもなかなか校庭や体育館で遊べない日が続いておりますので、なるべく楽しい夏休みの通所となるように、ぜひ前向きに検討をお願いいたします。

それでは、（3）の質問に移りたいと思います。

運動施設の利用可能な時間帯の見直しについては、町長答弁の中で、ニーズの把握に努め、利用時間の見直しを検討していくとのことでありました。現段階で想定している検討内容や方法があるか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

利用時間の見直しに係る検討につきましては、指定管理者において照明施設を有する屋外運動施設の照明利用時間の開始時間を検証するとともに、試行的なものとはなりますが、本年1月に本町と連携協定、包括連携協定を締結いたしました利府高校に対し、多目的運動場の施設利用時間外となる17時以降の部活動利用を許可しているところでありますので、それらの検証結果と実証から見えてまいります課題などを整理して、考えてまいりたいと思います。

また、ニーズの把握に関しましては、今後多目的運動場や沢乙北公園の利用者に対し、施設利用に関する意向調査等を実施して、その中で利用時間の拡大に向けた設問も設けるなど、そのニーズの把握に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） 照明施設を有する屋外運動施設の利用実態の把握や、試行的に利府高校運動部において実証を行うという話がありました。

利用時間を拡大することによって、猛暑の時期、利用者にとって日中よりも快適でかつ安全に運動ができるようになるものと考えます。利用実態の把握や、実証、利用者のニーズ把握など、これらを経てからのお話になろうかとは思いますが、気温が上昇する前の朝の時間帯の利用についても、午後5時以降の利用と同様のメリットが見込めると思いますので、ぜひ前向きに検討いただきたいのですが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

議員御質問のとおり、まずは検証、実証、意向調査等を踏まえた上で、午後5時以降の時間帯だけではなくて、午前9時の開始時間の繰下げも含めた検討を進めてまいりたいと考えておりますが、沢乙北公園におきましては住宅地内にあること、あと、多目的運動場につきましては、現在隣接する土地の住宅開発が進んでいることから、朝の時間帯におきましては十分な配慮が必要なのではないかと考えております。

また、朝の時間帯を拡大する上では、施設の指定管理における新たな人員の配置、それに伴う人件費が生じてくるなど、指定管理料の増額が見込まれますので、まずは指定管理者において対応が可能かどうかも含めて、総合的に検討し判断してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

○1番（郷右近佑悟君） 近隣住民の方への配慮はもちろん、新たな予算が必要となる部分もあるということですけれども、スポーツのまち利府町として、利用者の安全な活動機会のため、ぜひ前向きに御検討いただき、早期実現につなげていただきたいと思います。

それでは、（4）に移ります。

温水プールの利用について、3時間を上限とした3部制は承知いたしました。私も温水プールの利用者でありますので、利用者の立場からしますと、3時間という時間は少し長いような気もいたしておりますが、現状利用者の方のニーズ調査などは行っているか伺います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

利用時間に関するニーズ調査は実施しておりませんが、この利用時間帯につきましては、入退室時の着替えや、プール利用のシャワー、身だしなみを整える時間も含むものでありますので、一般的な利用時間ではないかと捉えております。

なお、シャワーや身支度の時間を必要としない遊泳者におかれましては、利用時間の上限ぎりぎりまで利用しているという方がいることを指定管理者のほうに確認をしております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） 私もいろいろ調べたのですが、県内のプール施設、こちら調べてみますと、1回当たりの利用時間が2時間までに設定されているところが多いようです。利府町のプールで現状を3時間、2時間を超えて3時間ぎりぎりまで利用する方が少ない状況であれば、利用時間の上限を2時間として、現状の3部制から4部制に移行するなど、回転を上げて、より多くの方に効率的に御利用いただくというような考えはないかお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答えいたします。

こちらの温水プールでございますが、平成9年にオープンした当初の利用時間が2時間設定でありました。ただ、本町のプールにおきましては、他の遊泳用や競技用プールとは異なりまして、施設内ウォータースライダーや、幼児、児童プール、低温サウナの採暖室などを有する多目的プールであるため、多くの利用者から利用時間が短いという声をいただき、3時間の、現在の利用時間に変更した経緯もございます。

また、先ほどお答え申し上げましたとおり、この利用時間につきましては、着替え、身支度

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

等の時間を含むものであること、あとは上限時間ぎりぎりまで利用されるお客様も実際おられること、町長答弁にもありましたけれども、利用者が多い時間、季節につきましては、年間通して7、8月の2月に限定されることなどから、現時点で変更するというような考えはございません。

しかしながら、引き続き利用者の利用実態、あとは声のほうに耳を傾けて今後も検討してまいりたいというふうに考えます。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 郷右近佑悟君。

○1番（郷右近佑悟君） では、本町の屋内温水プールが多目的プールであること、それから、これまで時間を変更してきた経緯もあることにつきまして、理解いたしました。

部長答弁にありましたように、引き続き利用状況の変化や、利用者の声に耳を傾けていただき、安全で快適に利用できるような施設運営を期待しまして、私の一般質問を終わりたいと思います。ありがとうございました。

○議長（鈴木忠美君） 以上で、1番 郷右近佑悟君の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩します。再開は13時45分とします。

午後1時30分 休憩

午後1時45分 再開

○議長（鈴木忠美君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

6番 鈴木晴子君の一般質問の発言を許します。鈴木晴子君。

[6番 鈴木晴子君 登壇]

○6番（鈴木晴子君） 6番 公明党の鈴木晴子でございます。

本定例会には、2点にわたり通告をいたしております。通告順に質問してまいりますので、どうぞよろしくお願ひいたします。

1、手話施策推進法の法の具現化への町としての取組。

令和7年6月に成立、公布された手話施策推進法は、手話を独自の言語として位置づけ、その普及と活用を国及び地方公共団体に求める歴史的意義を有する法律であります。

手話は、聾者の生活と文化に根差した言語であり、その使用の保障は単なる情報保障にとどまらず、言語的権利の確立にほかありません。

自治体に課せられた責務は、乳幼児期からの手話習得支援、学校教育における学習環境整備、行政窓口や防災分野における情報伝達の保障、さらには通訳者の養成と配置体制の強化など多岐にわたります。

今後、本町として法の理念をいかに施策へと具現化し、誰一人取り残さない社会を築いていくのか。その方向性と具体的施策について、以下、町の考えをお伺いいたします。

（1）町の障がい者計画・障がい福祉計画、障がい児福祉計画の次期改定時に、法第4条が求める手話施策の趣旨の反映をどのように具体化するのか、お伺いいたします。

（2）法第6条は、乳幼児期における手話の取得の重要性が規定、第7条は、学校教育における手話の活用が明示されております。町としての今後の取組をお伺いいたします。

（3）法第10条の地域生活環境の整備として、町の今後の取組をお伺いいたします。また、役場窓口における手話対応体制の状況をお伺いいたします。

（4）法第15条では、手話通訳者の人材の確保を自治体の責務として明記しております。本町における現在の登録通訳者数と、その数が十分と考えているのかお伺いいたします。

（5）法第18条では、施策に当事者の意見を反映することが求められております。本町において、聾者や中途失聴者、難聴者の声をどのように把握し、施策に反映するのか、お伺いいたします。

2点目、あらゆるハラスメントへの町の取組について。

近年、自治体窓口では過剰な要求や威嚇行為などのカスタマーハラスメントをはじめ様々なハラスメントが問題となっております。

厚生労働省、総務省は令和7年1月、地方公共団体も雇用管理上講ずべき措置を講じる法的義務があると明示し、相談窓口の設置、迅速な対応、プライバシー保護、再発防止など10項目の取組を求めております。

しかし、市区町村では、4割が未整備とされ、本町においても対応状況の提起が必要であると考えております。職員を守ることが住民サービスの質を守ることに直結すると考えます。国の指針を踏まえ、以下、包括的なハラスメント対策への町の取組をお伺いいたします。

（1）国の指針では、地方公共団体も事業主として労働施策総合推進法第30条の2の規定に基づくハラスメント防止措置を講ずる義務があるとしております。本町における今後の対応方針をお伺いいたします。

（2）町では、令和4年度に町職員ハラスメント防止指針を策定しております。運用状況、

効果検証と改善の仕組みをお伺いいたします。

（3）国の新たな指針を踏まえ、パワハラやセクハラ等を含むあらゆるハラスメントへの包括的な対策強化について、今後の取組をお伺いいたします。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの質問に対し、当局、答弁願います。

手話施策推進法の法の具現化への町としての取組について、2のあらゆるハラスメントへの町の取組について、いずれも町長。

○町長（熊谷 大君） 6番 鈴木晴子議員の御質問にお答えいたします。

初めに、第1点目の手話施策推進法の法の具現化への町としての取組についてでございますが、（1）と（2）とは関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

議員御承知のとおり、手話施策推進法は、手話を独自の言語と位置づけ、聾者の言語的権利を保障する画期的な法律であると認識しております。

また、この法律には、市町村が障がい者計画を策定または変更する場合は、法律の規定の趣旨を踏まえたものとするように定められております。

そのため本町では、来年度に予定している障がい者福祉計画、障がい児童福祉計画及び障がい者計画の改定に合わせ、国の障害者基本計画や、宮城県の障害者計画の改定内容を確認しながら、手話施策の趣旨を反映してまいりたいと考えております。

また、乳幼児期や学校教育における取組は大変重要であると認識しておりますので、子供の手話環境整備に向け、今後、宮城県の方針等を参考に計画策定を進めてまいります。

次に、（3）の地域生活環境の整備に係る町の今後の取組についてでございますが、本町では、令和5年度から近隣市町村と共同で、手話奉仕員の養成講座を開催し、現在町内在住の4名の方に町の手話奉仕員として登録していただいております。

引き続き共生社会実現のため、養成講座等を開催し、人材の育成確保に努めてまいります。

また、来月、再来月には一般市民向けに手話を学ぶ講座を含めた聴覚障がい理解の講話会や、聴覚障がいのある方向けに手話通訳者等を配置したスマートフォン研修会を開催することとしており、聴覚障がいに対する理解の促進を図ってまいります。

なお、役場窓口における手話対応体制の状況といたしましては、現在のところ手話での応対は行っておりませんが、必要に応じて筆談による対応を行うなど、お客様と十分な意思疎通を図るよう努めております。

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

次に、（4）の手話通訳者の登録者数とその人数が十分かについてでございますが、宮城県に登録されている手話通訳者のうち、町内在住の方が1名となっております。宮城県全体では令和6年9月1日現在で、92名の手話通訳者が登録されており、町などからの依頼により派遣される体制が整備されております。

しかしながら、町内在住者の登録者が1名という現状でもあり、今後宮城県主催の手話通訳者養成講座について町民の皆様に対し積極的に周知を図り、人材確保に努めてまいります。

次に、（5）の当事者の声をどのように把握し、施策に反映するかについてでございますが、先ほど申し上げた研修会や、身体障がい者福祉協会の集まりなどの機会を捉え、御意見等に耳を傾けてまいります。

また、計画改定の際には、聴覚障がいのある方や関係団体へのヒアリング調査を通して、施策への意見反映をしてまいります。

最後に、俳優の吉沢 亮さん主演の本町がロケ地となっている映画「ぼくが生きてる、ふたつの世界」を令和8年3月下旬に、リフノスを会場として上映することが決定しております。

耳の聞こえない両親を持つ少年の心の葛藤と、聴覚障がい者との交流や、その後の成長を描いた映画であり、多くの町民の皆様に御覧いただくことで、聴覚障がいへの理解が進むことを期待しております。

また、教育委員会や関係機関等と連携を図りながら、学校会場として上映会の開催などを企画しているところであり、今後も様々な機会を捉えて、聴覚障がいや手話に対するさらなる普及啓発を図ってまいります。

次に、第2点目のあらゆるハラスメントへの町の取組についてでございますが、（1）と（2）は関連がありますので、一括してお答え申し上げます。

議員御承知のとおり、ハラスメントとは、相手の意に反する言動により、その者に不快感や苦痛を与える行為であります。職場におけるハラスメントは、職員の尊厳や人格を傷つけるだけでなく、職場環境の悪化や、業務効率の低下を招き、組織全体に悪影響を及ぼすものです。また、その判断に当たっては、行為者の意図ではなく、受け手がどう感じるかが重要とされております。

議員御質問の労働施策総合推進法第30条の2は、パワーハラスメント防止措置を事業主に義務づける法律であり、事業主は職場でのパワーハラスメントを阻止するために、相談窓口の整備や、職場環境の整備といった雇用管理上必要な措置を講じなければならないこととなっております。

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

本町においては、令和4年7月に利府町職員ハラスメント防止指針を策定し、セクハラ、パワハラ、マタハラ等のそれぞれについて定義や、類型ハラスメント該当の判断基準を明確化するとともに、全職員の責務や、特に管理監督者の責務、相談窓口の設置などについて定め、職員説明会等を通じて全職員へ周知を図っており、今年度においては、年内中に全職員を対象としたハラスメント防止研修を実施する予定としております。

これまで本指針の策定後の効果検証は特段行っておりませんが、ハラスメントに対する認識は全職員行き渡っているものと考えているため、今のところ指針の改定や、職員の行動改善等の予定はございません。

引き続きハラスメントに関する相談があった場合などには、相談者のプライバシーに十分配慮しながら、必要に応じて関係者への聞き取り調査等を行うなど、迅速な対応を行ってまいります。

最後に、（3）のあらゆるハラスメントへの対策強化に係る今後の取組についてでございますが、今年の6月に労働施策総合推進法等の一部を改正する法律が公布され、事業主にカスタマーハラスメント対策が義務化されることになりました。

カスハラ対策の推進に向け、本町ではプライバシー保護のため、昨年8月より職員の名札の表記を、所属、役職、氏名から所属、名字に変更しているほか、小中学校に電話機へ録音機能を導入するため、本定例会において改修経費の予算を計上させていただいております。

今後とも先進事例などを参考にしながら、効果的な対策を検討してまいりたいと考えております。

なお、カスハラ対策のために事業者が講ずべき具体的な措置の内容等が今後国から示されることとなっているため、内容を注視するとともに、職員を対象としたハラスメントに関するアンケートを実施し、現状と課題を把握した上で、必要に応じて対策を強化するなど、引き続きハラスメントをしない、させない、許さない、そして見過ごさないという基本理念の下、職員が安心して職務に専念できる体制の充実を進めてまいります。

○議長（鈴木忠美君） ただいまの答弁に対し、再質問の発言を許します。鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、1点目から再質問させていただきます。

まず、1点目、手話施策推進法の法の具現化に関してですが、まず、この法が施行される前に、県のほうで手話言語条例が制定されております。その条例が制定されるときに当事者の声が出ております。その声の中に、過去の歴史において手話を使用することが困難な時代が

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

あった。聾者にとって、手話は文字である等々、本当に当事者の声がたくさん書いてあります。ぜひこの部分も理解していただけたらなというふうに思っております。

計画に、手話施策の趣旨の反映をしていきたいというふうなところでございますが、具体的にどのようなものを反映していくのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

具体的にということでございますが、まだ法のほうが公布されて間もないということをございますので、来年度策定に向けて、国や県のほうの動向などを注視しながら、行っていきたいということで考えております。

まず、法に基づいて、お話しがあるような乳幼児期や教育、そういったところでの学習の機会などの提供などについては、確認をしながら計画のほうに反映をしていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） ぜひ歴史的な背景も理解していただきながら、反映をしていただきたいと思います。

日本手話というふうな手話の手法、もともと耳が聞こえなかつた方々は、日本手話をやっております。それから、途中で失聴してしまった方、耳が聞こえなくなってしまった方は、日本語が分かっておりませんので、日本語対応手話をしている、そういう状況もあります。その辺もぜひ御理解いただきながら、その思いも反映していっていただきたいと思います。

その反映なんですが、理念としての明記にとどまるものなのか、まだはつきりしないということでありましたけれども、今の考え方として、数値目標をしっかりと掲げ、事業化として反映していく考えが必要ではないかと思いますが、その辺の検討をお願いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、数値目標に関しましては、現在のところでは導入するかどうかについては、検討のほうは行っていない状況でございます。

そういった議員が御指摘いただいておりますように、理念の部分、そういったところでは2つの手話があり、そちらのほうを提唱している方がいる一方で、全ての手話は1つで、1つの言語であるというふうな共通理解を図っていきましょうという考え方もあるというふうなことも

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

認識しておりますので、手話が皆様のそといった壁となったりとか、分け隔てがあるというふうな状況にならないように、環境の整備を進めていくということで、お互いが歩み寄り、そして見守り、助け合うような施策が取れるように、まずは検討のほうはしていけたらというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） この法の5条なんですが、手話に関する施策の実施に必要な財政上の措置を講ずる地方自治体も書かれているところであります。

これは、国がしっかりと予算を組んで市町村も一緒にやっていきましょうよというふうな理念になっていると思います。この部分もしっかりと反映していっていただきたいと思っております。その部分、お答えしていただけますでしょうか、お願いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

こちらの第5条のほうでは、国のほうでの予算措置というのが挙げられておりで、そちらを活用した上での事業の実施などについては、検討のほうをしていきたいというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、（2）のほうに行きまして、乳幼児期学校教育における取組ということで、この県の、宮城県の方針の参考にというふうになっているんですけども、県の方針というのを教えていただけますでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

先ほど議員がお話をさせていただきました県の条例のほうを確認をさせていただくこと、あとはこちらのほうの法律を今後県のほうでどのように反映をしていくか、そといったところを見ながらなどということで、こちらのほう、町長のほうもお話をしているように、先進地として既に手話のほうの施策などを行っているところなども参考としながら、対応のほうを今後考えていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 先ほどの県の条例の中に、学校教育の中で手話を言語として教えてほし

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

いという当事者の声が、この条例を制定する背景の中に、当事者の声であります。ですので、教育委員会として、このところ、すぐに体制を整えるというふうな部分は難しいでしょうけれども、この考えが法として出てきたという、また条例にあるというふうな部分でどのようにお考えかお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 今すぐに着手するという、現状としては大変難しい状況ではございますけれども、このような法が世に出されたということで、そこは真剣に受け止めて対応していかなければならぬというふうに考えております。

現在、難聴学級という学級が、特別支援学級のうちの1つがありますが、町内で4つ、4校で設置はされております。そこにそれぞれ1名ずつ在籍しているということで、手話が必要なという児童生徒はいないんですけれども、補聴器の使用等で対応している状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 手話が必要な児童がいるという前提ではなく、手話を皆で勉強していくという考え方になっていただけないものなのかというところなんですけれども、もう一度お願ひいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） お答え申し上げます。

研修等はないですね。1人でも多くの教職員が手話に携わっていけるような、そういう研修等、今後検討が必要なってくるかなというふうに捉えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 利府町には、まほうの手さんという手話のサークルの方がいらっしゃるんですけども、そういうふうな方とかと協働をしながら、学校現場で手話体験事業など、今後検討していっていただけないものなのか、そこだけお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。教育部長。

○教育部長（阿部昭博君） 学校現場等とも連携を図りながら、情報共有を学校としていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 今学校のことを聞いたんですけれども、乳幼児期のところも心配などころですので、一番は今まで障がいというふうな形で対応なさっていたかと思うんですが、教育というふうな観点も、法のほうは求めているところであります。その取組を推進する上で、所管課がどこになるのかという不明瞭なところがあるのではないかというふうに思っているんですけども、町としての考え方をお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず普及だったり、障がい者の相談に関しましては、地域福祉課のほうで担当いたします。

また、早期発見、早期対応して医療機関とかそういったところにつなげていくといった部分、実践的な部分に関しましては健康推進課、子ども家庭センターなどが対応していくこととなるというふうに考えております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） そうすると、この教育という、乳幼児期の教育というふうなときの視点はどこが担当になるという考え方でしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、障がい者関係の計画を策定しているのが地域福祉課になりますので、総括での管理といったところは地域福祉課で行ってまいりますが、やはり乳幼児期ということであれば、法のほうにも載っておりますように、認定こども園など、教育保育施設などを活用した形での学習というふうなところが挙げられておりますので、そういったところでは、子ども支援課の保育係などのほうが情報を各施設のほうに提供していくというふうなことが想定されるというふうに思っております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） その体制整備をしていていただけないものなのか、その考えを計画に反映できないものなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

そうですね、計画への反映ということでございますが、現在我々のほうで策定している計画を見ますと、担当する事業、主要な事業など取り組む内容につきましては、担当課のほうを明記するなどしながら、進行管理のほうを行っておりますので、そのような形でしっかりと確認を取りながら、取り組んでいけるようにしていきたいというふうには考えております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） ぜひ連携して取り組んでいっていただけたらなと思います。

次に、（3）の法第10条の地域生活環境の整備としての今後の町の取組というところで、自治体ができることという視点でちょっと質問させていただきたいなというふうに思うんですけども、まずは、防災、緊急時の生活環境整備というふうなものがあるかと思っております。防災に関する情報を手話動画で作成していくなど、そのような視点が今後検討するべきなんではないかなというふうに思います。

また、防災訓練の際に、聴覚障がい者の方に参加していただき、実際の情報保障の検証を行うなど、この防災という視点の法に対しての考え方をぜひ考えていくべきなところも、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

まず、計画の改定見直しの時期に趣旨を反映していくようにというふうなことでございますので、この中にそういうふうな災害時などに対しての対応なども記載されておりますので、そういうところも確認をしながら、計画への反映を今後検討していくには考えております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） この（3）の法10条の地域環境の整備というふうなところで、町ができることというふうな部分での質問をさせていただいているんですけども、もう一つ、環境の整備ということで先ほど教育委員会のほうにも質問させていただきましたが、町全体の教育、文化交流というふうな考え方でありまして、先ほど手話の今後懇話会とかをしていくというふうなお話もありました。また、映画の上映もしていくというふうなことがありましたので、先ほども言いました手話サークルの方と協働をして、そのようなイベントの、町民交流のイベントの開催も検討していっていただけないものなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

イベント等に参加していただくということは大変いいことだというふうに思っておりますので、今後そういう機会を創出できないかというふうなことは考えていきたいというふうに思います。

また、議会広報の中でまほうの手さんのはうは掲載されたということで、こちらのはうは読ませていただいているところですけれども、やはり町内在住の方、そして近隣から集まって本町を拠点として学びやボランティアなどの活動をしていただいているということで大変すばらしい活動であるというふうに思っております。

今回この法を反映させて取り組んでいくというふうな場合にあっては、日頃から手話に慣れ親しんだ方々に御協力していただくことは、人材の確保といったところでも大変有意義なものであるというふうに思っておりますので、乳幼児期などの学習の機会というふうなことが掲げられておりますけれども、まず、その前段として手話に触れ合う機会などを提供していくということも必要になってくると思いますので、こういったサークルさんなどの活動などについても関係機関のほうに情報提供して活用を考えたときに、サークルさんとの連携等を検討していただけるように調整を図っていきたいというふうに考えます。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） （3）のところで、もう一つ聞いております役場窓口での対応ということで、町長の答弁では手話の応対は行っておりませんが、筆談における対応を行っていただいているということでありました。この法が施行されたことによって、今のままの対応でいいと思っているのかというふうなところを確認したいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

窓口対応についてこれまでの実情からすれば、筆談等で十分に対応はできているというふうなところではございますが、今後、他市町村などでは軟骨伝導などの補聴器、イヤホンですかね、そういうものを活用していたりとか、言葉の文字化をしているもののデバイスがあるというふうなこともこちらでは確認を取っているところでございます。

手話についても、今企業のほうで手話を文字化するなどのデバイス、そういうものを開発中だというふうなことは聞いておりますので、状況を確認しながら本町に合った導入の仕方なども今後検討ができるかというふうには思います。

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 利府町には72名ですか、今のところ、耳の聞こえない方というか、手帳をもらっている方がいらっしゃるというふうに思いますけれども、やはり当事者の方の声が、最後のほうにも聞いているところではありますが、その辺の声の反映が窓口としてどのようなものが適切なのかというふうな部分を検証していただく必要があるのかなと思っております。今部長から御提案ありました内容も、ぜひ検討していっていただきたいなというふうに思います。

次に、（4）のほうに行きたいと思います。（4）の前にすみません、もう一回、（3）すみません。もう一つ、町ができることというところで、町民への理解促進、先ほど部長からもお話ありましたけれども、9月の23日が国際手話デーというふうになっておりました。ですので、先ほどのイベントのお話がありましたが、この辺もしっかりと視野に入れて行っていっていただけたらなと思います。

次に、（4）の手話通訳者の現在の登録者数なんですけれども、1名ということになりました。この数がやはり少ないと御認識だったと思うんですけれども、人材の確保に努めていくというふうなところがありました。具体的に先ほど御答弁もいただきましたが、再度この具体的に進めていく方策をお伺いさせていただきます。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

引き続きやはり手話奉仕員の養成講座、そういったものを開催し、人材の育成と確保を行っていきたいというふうに考えておりますので、なかなかこちらのほう、こういった養成講座があるということを分かっている人が少ないというふうな面も見られると思いますので、やはり先ほどのサークルさんなど、知人に手話に関して興味がある方がいれば、御紹介いただいて、積極的に参加をしていただけるようにするということも1つの手段でありますし、広報誌やLINEなどを活用しながら、町民の皆様方に広く周知を図って参加していただけるようにしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） やはりイベントとか、大きくやっていただくことと、先ほど町長に御答弁いただきましたとおり、映画の撮影のときにも本当に大きく周知をしていっていただけたら

なというふうに思います。

（5）に行きまして、意見の把握と施策への反映ということで、当面はしっかりとヒアリング調査していっていただけるということと、また、計画にもしっかりとその部分は反映していくことがありまして、ぜひこのような形でやっていっていただきたいなと思うんですが、計画に反映する際、当事者の方がお一人だけ入るという形になってしまるのはいかがなのかなと思うので、ぜひその前段として、そのサークルだったり団体であったりに行って、一度この法ができたというのは大きいことだと思いますので、計画のこの委員会の中に来ていただくのは、お一人でもいいと思うんですが、この団体との話合いの場をぜひ持つていただけないものなのか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。保健福祉部長。

○保健福祉部長（谷津匡昭君） お答え申し上げます。

先ほどのサークルさんはじめ障がい者協会のほうの聴覚障がい関係の部会などもあるかと思いますので、そういうところから意見などをいただけるように、場の調整などを検討していきたいというふうに考えます。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、2点目のあらゆるハラスメントへの対策に行きたいと思います。

1と2と一緒に答えていただきましたので、私も一緒にやりたいと思います。

先ほど町長からも御答弁いただいた内容とかぶってしまうかもしれませんけれども、大切なところなので確認したいと思います。

職場におけるパワーハラスメント対策が令和2年6月から大企業へ義務化となりました。令和4年4月からは、全ての事業主に義務化されました。パワハラは能力の発揮を妨げるだけでなく、個人に対する人権侵害の観点からも許されるものではありません。

令和2年4月21日付で総務省からパワーハラスメントをはじめとする各種ハラスメントの防止に向けた対応についての通知がありました。そこには、公務の職場は、各種ハラスメントの防止について模範となる職場であるべきこと、職員がその能力を十分に発揮できる環境を保持することによって、住民に質の高い行政サービスを提供するためにも各種ハラスメント対策防止に向け、適切に対応することが通達されました。企業の模範となるべきというふうに国は言っております。私も、そうあってほしいと思っております。

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

本人にパワハラをしているという自覚がない場合でも、その言動がパワハラとなっている場合があります。先ほどの町長の答弁にもありました。受け手がどう思うかが大事だというお話、答弁がありました。これは、パワーのある人、立場が上の人、特に認識していかなければならぬというふうに思っております。

国の指針への今後の対応というところで御答弁いただいておりますが、この指針1、事業主の方針の明確化及びその周知啓発のところの（2）なんですけれども、ハラスメントの行為者については、厳正に対処する旨の方針、対処の内容を就業規則等の文書に規定し、管理監督者を含む労働者に周知、啓発することとなっております。

この点を踏まえると、これは地方公共団体におけるハラスメント対策として国が示しているものでありますけれども、この内容を踏まえますと、就業規則へも追記が必要ではないかというふうに思っておりますが、今記載されているかという確認と、今後の考え方をお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

今記載されているかということでございますが、利府町職員ハラスメント防止指針、こちらのほうに、まさにハラスメントの行為者に対しては厳正に対処するという旨を明確に記載をさせていただいてございます。

なお、議員さんも御覧になって、ここで就業規則云々というのも出ておりますけれども、こちらの総務省のほうに今の我々確認取っておりますけれども、ここで言う文書というのが、そういういた指針等も含むということで我々理解しておりますので、現状で利府町としての対応はできているのかなというふうに考えてございます。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） やはり町が国に確認していただいたということは、本当にありがたいなというふうに思うところですが、町がこのことについてどのように強く思っているのかというふうな就業規則に記載するほど大事だというふうに思っているというふうな考え方にもなるのかなと思うところですが、必要ないという考え方であるということなのか、お伺いします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） すみません、重複になるかもしれません、利府町のこちらの職員

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

ハラスマント防止指針、こちらのほうで明確にうたっておりますので、議員さん御提案の就業規則への記載といったところまでは今のところ考えてございません。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） そうしましたら、防止指針のほうでしっかりと運用していっていただきたいなというふうに思います。

その運用指針なんですが、先ほど町長の答弁でいただいたところによりますと、検証を行っていないということでございました。今後検証を行う予定はないのでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） 検証というお話でございます。今まで検証を行っておりませんけれども、この指針、それぞれの職員の認識というのは、もちろんこの指針できてから何年もたつっていますし、みんなしっかりと認識しているということで把握しておりますので、改めての検証といったことは予定してございません。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 運用がしっかりとなされているかという検証をしない限り、これはただの絵に描いた餅というふうに感じるんですけども、それではしっかりと職員の皆様がこれを読んでこういうふうに守られたという視点、またここがちょっとまだだったという視点、それを検証していかなければならぬと思いますけれども、もう一度お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） しっかりと実行されているかということで、そういった検証は大事だと思いますので、検証のやり方というのは、今後検討していかないといけないかなと思いますけれども、そういったことも我々十分頭に入れて、今後とも対策を推進していきたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 私、令和3年にこの件を質問して、指針をつくっていただいたと認識しております。その後、令和5年3月の一般質問におきまして、私ではない方がしたんですけども、当局からの答弁をいただいている中で、職員からの最初の相談対応を所属長が行うというふうに答弁なさっておりました。

これだと、もし万が一直属の上司の方に相談しづらいというケースも想定されると思います。この第三者的な相談ルートの確保、また透明性、匿名性というふうな部分、すみません、透明

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

性じゃない、匿名性というふうな部分はどのように対応なさっているのかお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） 直属の上司に相談しづらいケースということだと、匿名性の秘密の厳守ということだと思いますけれども、現在職員相談室というものを設置してございます。直属の上司に相談しづらいケースについては、その職員相談室というのは、過去に人事業務を経験したことがある職員、そういった者で構成されておりますけれども、今年度で言えば相談員が8名おりまして、そのうち総務課職員が2名、あとそれ以外の課の職員が6名となっており、同性のほうが相談しやすいという側面もあると思いますので、男性、女性ともそれぞれ4名ずつということで配置してございます。

当然相談に当たっては、相談者の秘密の厳守というのは徹底してやらせていただいているまます。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） その相談対応される職員の方なんですが、やはり相当なスキルを求められるものと思っております。先ほど御答弁いただいたところでは、全員に対する研修を行うというところでありましたが、全員の研修とは別に、相談を受けるであろう方の研修も、スキルアップの研修も必要ではないかと思いますが、そのような相談を受ける方の研修というものを行ったことがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） お答えいたします。

相談員のスキルアップのための研修ということですが、これまでそういったものは実施したことにはございません。ただ、みんな年度始めに新しいメンバーになったとき等々、相談を受けるときの注意事項ですか、秘密の厳守はもちろんですけれども、より相談しやすい窓口になるようにということで、8人で基本的な事項というのは確認して、意思統一は図った上で実施しております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 私、実は今年度3回ハラスメントの研修を受けております。議長と一緒に東京に行って全国議長会で、それからこの間、県のほうの県の町村議員全員、それから公明党のほうでも、本当に3回受けたんですけども、3回受けても、あ、こういうのがハラスメントなんだということを、そのときにまた認識するというふうなことがありましたので、この

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

研修は本当に何回もしていただきたいです。特に、相談を受ける方の研修というのは丁寧にしていただきたいというふうに思いますので、ぜひよろしくお願ひいたします。

先ほど検証は今後考へるということでありましたが、相談件数であったり、対応状況、改善策というふうなものを庁舎内で共有なさっているかという部分であったりだとか、今庁舎内で安心して働けているかというか、当たり前だと思うんですが、そういうふうな今の状況どうですかというふうなアンケート調査的なものを町で行っているか、職員に対して行っているか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） まず最初の相談件数とか、その対応状況とかの庁内共有ということをございますが、ハラスメント事案については、特に被害を受けた方のプライバシーだったり、あとメンタル面に配慮する必要があるというふうに考えてござりますので、原則としてそういった相談状況というのは件数とか対応状況、そいういたものは庁内で共有はしてございません。

ただし、利府町職員の懲戒処分に関する指針、この指針でもハラスメントには厳正に対処することになってございますが、こちらの指針に基づいて、免職、停職、減給、戒告、そいういた懲戒処分があった場合には、職場の綱紀粛正を行うため、庁内でその事案について共有はさせていただいてございます。

あと、もう一つ、可視化、職員が安心して働けているかという、そいういたものを可視化するアンケートでございますが、そいういたアンケートというのは今まで行っておりませんが、先ほど町長の答弁にもございましたとおり、今後全職員を対象にした、まずハラスメントに関するアンケートを実施予定としておりますので、そちらのほうで把握してまいりたいと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） ぜひそのアンケートに今の職場環境というふうな部分の視点を入れていただけないかというふうに思います。

ハラスメント指針の中になんですが、外部的視点の導入というふうなものが明確になっていくかを確認したいと思いますけれども、弁護士であったり、産業医であったり、宮城県公平委員会、これは前の答弁で公平委員会もしっかりと周知しているというのは聞いておりましたので、記載されているものと思っておりますが、第三者的なところに相談ができるか、また、第三者的なところに検証改善を求めることができるというふうな文言が記載されているか、その点の

確認をしたいと思います。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） 今議員さんの御指摘のとおり、宮城県のまず公平委員会ということで指針のみ記載させております。

あと、それ以外に第三者的な外部の相談ルートということでは、宮城県市町村職員共済組合のほうのこころケア♡ともというサービス、臨床心理士さん等が相談に応じてくれるものでしけれども、こちらの推奨であったり、あとは昨年度、令和6年度から予算を取らせていただいて、外部委託ということで、一般社団法人日本産業カウンセラー協会東北支部、こちらのほうにも職員がやはり役場の上司や同僚に相談しづらいという場合には、気軽にと言ったらあれですけれども、そういった外部にも相談できるような体制という、体制の強化というところは今努めているところでございます。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 産業カウンセラーにも相談できる体制がある、また、公平委員会の件も周知しているということですが、これ全職員が間違いなくすぐにその相談窓口に行けるというふうなところの体制は大丈夫でしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） 掲示板のお知らせ等々でも周知はしておりますので、実際に利用の実績もあるということで、周知は行き届いているものと考えてございます。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 相談、先ほどのカウンセラーであったりだとか、公平委員会に相談するときには、町のどなたかを通さなきやいけないという考え方なんでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） 原則として相談したい方が直接、お電話なりで問合せしていただいくことは可能です。

ただ、やはり総務課のほうを通したほうがいいのかなということで、事前に総務課へ相談いただきて、利用できるのかなという相談を受けることもございます。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） このハラスメント対策なんですが、やはりお客様が相手というふうな部分もありますので、この委託契約、指定管理者と委託契約する際にも大事なのかなと思ってお

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

りますが、委託契約の中にこのハラスメント防止条項というふうな部分は盛り込んでいらっしゃいますでしょうか。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

現在の町と指定管理者ということですか、指定管理者との委託契約の中でハラスメント条項を盛り込んだものということは、現時点ではない状況でございます。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 総務省が、平成15年、指定管理者と基本協定を盛り込むときに、協議して盛り込むというふうなことが通知されているところであります。この観点からも今後契約を結ぶときには、この視点も大事ではないかというふうに考えますが、町の考えをお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。企画部長。

○企画部長（郷右近啓一君） お答え申し上げます。

御指摘がありました条項への、ハラスメント条項の内容の盛り込みということでございます。実際現契約の中でハラスメントに触れるような条項はございませんが、今後その条項については研究して、盛り込んでいくように対応してまいります。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） それでは、（3）のあらゆるハラスメント対策というふうな部分でありますけれども、先ほど答弁で、カスハラ対策をやっていきたいというふうに答弁をいただいているところでありますが、これはマニュアルを策定して、運用している自治体もあるところであります。必要性をどのように捉えていらっしゃるか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田晃君） お答えいたします。

カスハラ対策のマニュアルの必要性という御質問でございますが、今現時点では必要なのかどうかというのはちょっと判断難しい、いいも悪いも難しいというふうに考えてございます。

先ほど町長が答弁いたしましたとおり、カスハラの対策のために、事業主が具体的にどんな措置を講じるべきなのかといった指針が、今後国から示されることになっておりますので、重複になりますが、まずはその内容を十分に我々確認をした上で、カスハラ対策の推進方策、包括的なもので検討していきたいと考えておりますので、その中で、そのマニュアルの必要性と

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

いうところについても検討させていただければと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 今後指針は出されるものと思っておりますが、今すぐできる対策として、やはり職員を1人でちょっと大きな声を出すようなお客様がいらっしゃった場合は、周りがフォローするとか、その辺の確認はなさったほうがいいのではないかというふうに思いますので、あと時間を、これ以上は長過ぎてと、お客様、と言えるような、今すぐにでも国もしっかりそういうのは示しておりますので、その辺を勉強していただいて、職員を守るという視点、お客様を守ることにもなると思いますので、その辺今すぐにでも勉強していただいて、窓口対応をしっかりと強化していただきたいというふうに考えますが、町の考え方をお伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 当局、答弁願います。総務部長。

○総務部長（村田 晃君） そういったカスハラ対策、先進事例、我々も勉強、研究はしてございます。総務省からもいろんなそういった取組というのが紹介されておりますので、今後ともそういった勉強、研究を重ねて、適切に利府町に合ったカスハラ対策というのをつくっていかなければなと考えております。

○議長（鈴木忠美君） 鈴木晴子君。

○6番（鈴木晴子君） 最後に、町長にお伺いさせていただきます。

近年、国の指針でも、市長、管理職の言動が組織のハラスメント防止に直結するというふうに強調されているところであります。

町長としてハラスメント防止の責務をどのように受け止め、相談窓口の周知徹底や具体的な対応策をどのように強化していくのか。全ての職員が安心して働く職場環境を整備するためには、どのようなリーダーシップが重要だとお考えでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木忠美君） 町長。

○町長（熊谷 大君） かなり深刻に受け止めております。深刻またかつ真剣に受け止めております。私含め三役等々、または、議員の皆様からのハラスメントを含め、全国各地でいろいろな深刻な問題を受けておることはニュース等々でも、また身近な例でも私たちも承知しております。

まずは、全職員に対してアンケートを取って、その集約、分析をしながら、私たちができることに早急に取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（鈴木忠美君） よろしいですか。（「はい」の声あり）

令和7年 9月定例会会議録（9月2日 火曜日分）

以上で、6番 鈴木晴子君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、明日も定刻より会議を開きますので御参考願います。

どうも御苦労さまでした。

午後2時43分 散会

上記会議の経過は、事務局長太田健二が記載したものであるが、その内容に相違がないことを証するためここに署名する。

令和7年9月2日

議長

署名議員

署名議員